

築上町障害者計画

— 笑顔で明るい 支えあいのまち 築上 —

平成 28 年 3 月

築 上 町

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の趣旨	3
1. 計画策定の背景	3
2. 計画の位置づけ及び目的	4
(1) 国の動向.....	4
(2) 築上町障害者計画の概要	5
(3) 築上町障害者計画策定の目的.....	5
3. 計画期間.....	5
第2章 障害者を取り巻く環境	6
1. 築上町の人口・世帯数.....	6
(1) 総人口・世帯数の推移	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
2. 築上町の障害者等の状況	8
(1) 築上町の障害者の状況	8
(2) 身体障害者の状況.....	9
(3) 知的障害者の状況.....	10
(4) 精神障害者の状況.....	11
(5) 障害児の状況	12
(6) 福祉サービス利用の状況	13
3. 障害者を支える地域資源	15
(1) 障害者向け施設・障害児に関する教育施設.....	15
(2) 人的資源（町全体）	15
第3章 障害者施策の課題整理	16
1. アンケート調査からの課題	16
2. ヒアリングからの課題	20
3. 障害者施策の課題整理.....	21
第4章 計画の基本理念・目標	23
1. 基本理念.....	23
2. 目標	23
3. 施策の体系.....	24

第2部 各論	27
第1章 啓発・権利擁護 ～わかりあえるまちづくり～.....	29
1. 啓発・広報活動の推進及び差別の解消.....	29
2. 権利擁護.....	31
3. ボランティアの育成.....	32
第2章 医療・福祉 ～きめ細かい福祉のまち～.....	33
1. 相談支援体制の充実.....	33
2. 福祉サービスの充実.....	35
3. 生活安定施策の推進.....	36
4. 保健・医療の充実.....	37
5. 介護保険との連携.....	38
6. 情報提供の充実.....	39
第3章 療育・教育 ～障害児の未来を育むまち～.....	40
1. 障害原因の予防と障害の早期発見・早期療育.....	40
2. 保育・教育、就労支援の充実.....	41
3. 相談支援体制の充実.....	42
第4章 就労 ～生きがいを持って働けるまち～.....	44
1. 一般就労の促進.....	44
2. 福祉的就労の充実.....	46
3. 就労支援の充実.....	47
第5章 住宅の確保・バリアフリー化 ～暮らしに安全・安心のまち～.....	49
1. 住みやすい住環境の整備.....	49
2. 交通手段・移動手段の確保、安全な交通環境の整備.....	51
3. 公共建築物等のバリアフリー化の推進.....	53
第6章 文化・スポーツ活動等 ～人生を豊かにするまち～.....	54
1. 地域・社会活動の参加促進.....	54
2. 文化・スポーツ活動等の促進.....	56
第7章 防災・防犯 ～災害等に安全なまち～.....	58
1. 防災対策の推進.....	58
2. 防犯対策の推進.....	60

第3部 計画の推進体制	61
1. 計画の周知・啓発.....	63
2. 連携・協力による計画の推進	63
3. 進捗状況の点検・評価・見直し.....	63
資料編	65
1. 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会委員名簿.....	67
2. 計画策定の経緯	67
3. 用語解説.....	68
4. 障害者計画策定のためのアンケート調査要約.....	72

第 1 部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

わが国の障害福祉施策は、心身に障害のある人がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助することや、障害のある人もない人も一緒に生活し、ともに活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。


近年、障害の重度化、重複化などの傾向がみられることから、障害者の地域生活を支援する行政サービスへのニーズは多様化しています。

これらの多様なニーズに対応するため、国においては、平成23年度に「障害者基本法」を改正し、これに基づき、平成25年9月に障害者基本計画の見直しを行いました。

障害者自立支援法については、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、発達障害^{*}、高次脳機能障害^{*}や難病^{*}等を障害者の定義に加え、障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等を利用できるシステムへの移行などが進められています。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が平成24年10月1日から施行されました。また、平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されます。

本計画は、改正された障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」であり、国及び県の計画と連動し「築上町総合計画」等との整合性を図りながら「築上町障害者計画」の策定を行うものです。

 ※の付いた用語は、資料編の3.用語解説（P68～P71）に説明があります。

2. 計画の位置づけ及び目的

(1) 国の動向

国においては、「障害者基本法」の改正が行われ、それに基づき、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画として『第3次障害者基本計画』が改訂されました。

「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改訂されました。また、「障害者虐待防止法」が施行されています。

本町の障害者計画の策定において、これらの法制度に関する以下の点を考慮する必要があります。

1) 障害者基本法の改正

(平成 23 年 8 月 5 日施行 ※太字：主な改正項目)

基本的施策関係
1 医療、介護等
2 教育
3 療育【新設】
4 職業相談等
5 雇用の促進等
6 住宅の確保
7 公共的施設のバリアフリー化
8 情報の利用におけるバリアフリー化
9 相談等
10 文化的諸条件の整備等
11 防災及び防犯【新設】
12 消費者としての障害者の保護【新設】
13 選挙等における配慮【新設】
14 司法手続きにおける配慮等【新設】
15 国際協力【新設】

2) 障害者基本計画の策定

(平成 25 年 9 月策定 ※太字：主な改正項目)

計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度

分野別施策の項目
1 生活支援
2 保健・医療
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等
4 雇用・就業、経済的自立の支援
5 生活環境
6 情報アクセシビリティ
7 安全・安心
8 差別の解消及び権利擁護の推進
9 行政サービス等における配慮
10 国際協力

3) 障害者総合支援法

(平成 25 年 4 月 1 日施行)

■ 障害者自立支援法からの改正点

1. 障害者の範囲の変更 障害者に難病を加える
2. 障害程度区分を障害支援区分に改める
3. 障害者に対する支援
1) 重度訪問介護の対象拡大
2) 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月から）
3) 地域移行支援の対象拡大
4) 地域生活支援事業の対象拡大

4) 障害者虐待防止法

(平成 24 年 10 月 1 日施行)

■ 法に定められた虐待防止施策

1. 障害者虐待防止の規定、虐待の早期発見の努力義務規定
2. 養護者、障害者福祉施設従業者等、事業所の使用者における虐待の防止施策
3. 市町村における障害者虐待防止の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」の機能設置

(2) 築上町障害者計画の概要

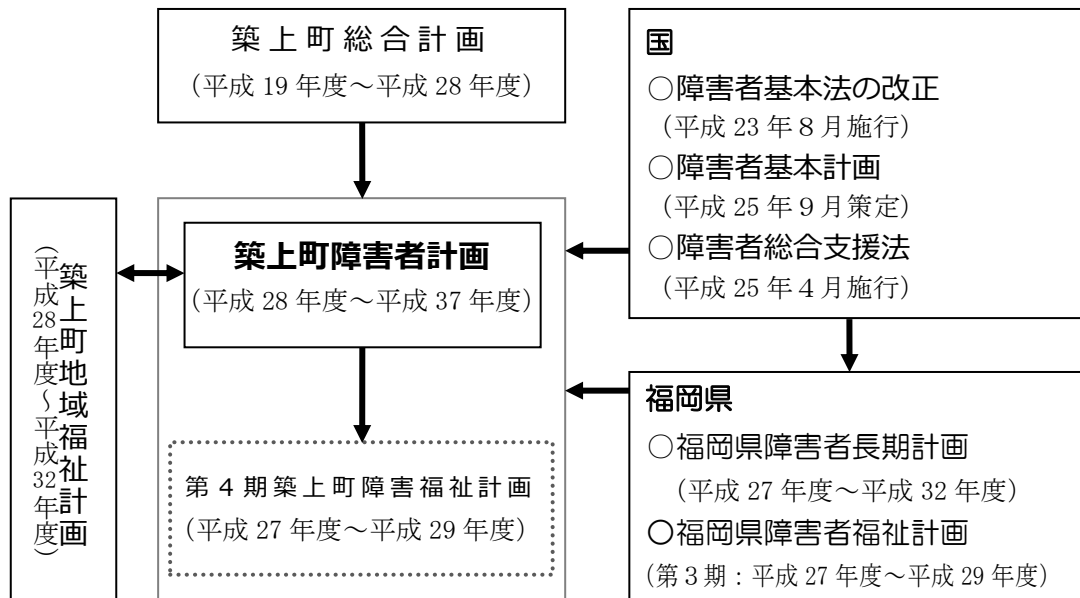
「築上町障害者計画」は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「築上町総合計画」を上位計画として、本町における障害者施策に関する基本的な計画です。

なお、平成 27 年度の「第 4 期築上町障害福祉計画」（計画期間：平成 27 年度～29 年度）は障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の障害福祉施策の実施計画として策定されています。

福岡県では、「新福岡県障害者福祉長期計画」の実施計画及び県障害福祉計画として「第 2 期福岡県障害者福祉計画」が平成 23 年度に策定されています。

以下の図は、本障害者計画の位置づけを図にしたものです。

● 築上町障害者計画の位置づけ



(3) 築上町障害者計画策定の目的

本計画は、「築上町総合計画」と整合性を図りながら、「築上町障害者福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）、関係団体・関係機関へのヒアリング調査等による障害者の状況を踏まえ、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

3. 計画期間

本計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。

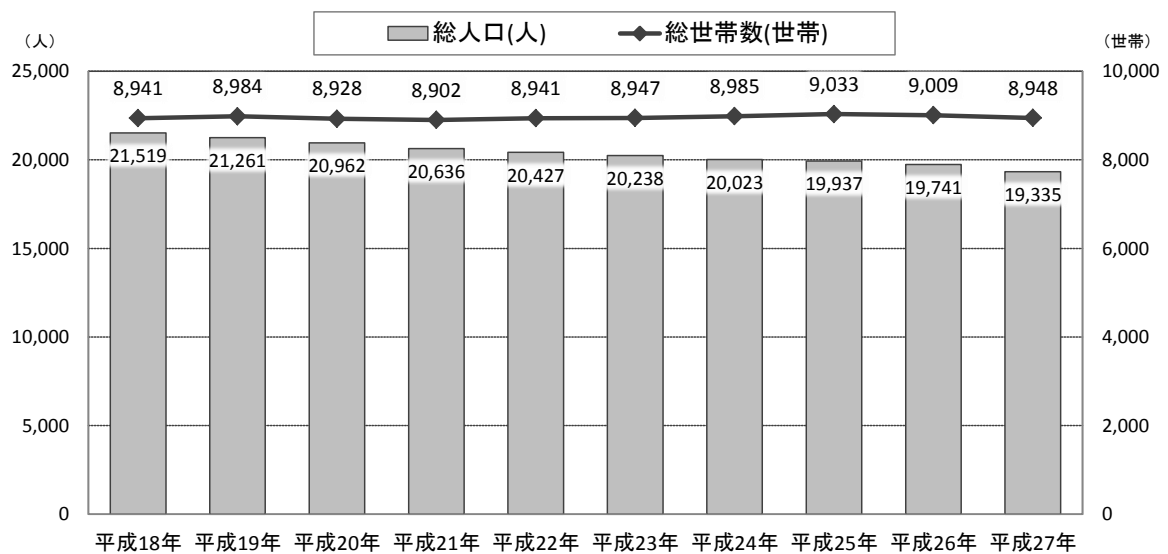
第2章 障害者を取り巻く環境

1. 築上町の人口・世帯数

(1) 総人口・世帯数の推移

本町の総人口は平成27年3月末現在で19,335人であり、年々減少しています。総人口の伸び率を平成18年を1として指数でみると、平成27年における本町の伸び率は0.90で、福岡県の1.02、全国の1.00と比較すると下回っています。

◆ 総人口・世帯数の推移



		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口(人)		21,519	21,261	20,962	20,636	20,427	20,238	20,023	19,937	19,741	19,335
実数(人)	男性	10,251	10,155	10,005	9,846	9,773	9,684	9,616	9,561	9,496	9,336
	女性	11,268	11,106	10,957	10,790	10,654	10,554	10,407	10,376	10,245	9,999
構成比(%)	男性	47.6	47.8	47.7	47.7	47.8	47.9	48.0	48.0	48.1	48.3
	女性	52.4	52.2	52.3	52.3	52.2	52.1	52.0	52.0	51.9	51.7
総世帯数(世帯)		8,941	8,984	8,928	8,902	8,941	8,947	8,985	9,033	9,009	8,948
世帯当たり人員(人)		2.41	2.37	2.35	2.32	2.28	2.26	2.23	2.21	2.19	2.16

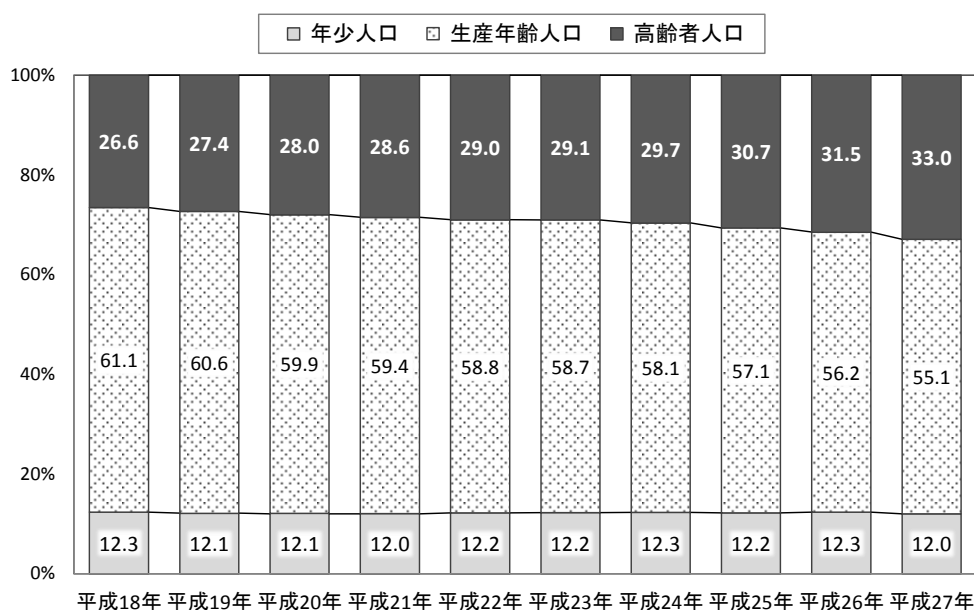
資料：庁内資料
(各年3月末)

(2) 年齢3区分別人口※の推移

年齢3区分別人口の推移では、年少（0～14歳）人口の減少、高齢者（65歳以上）人口の増加により、少子高齢化が進行していることがわかります。

高齢者人口の急激な増加と年少人口の減少により、少子高齢化は今後さらに加速すると考えられます。

◆ 年齢3区分別人口の推移



	単位 (構成比)	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
総人口	人	21,519	21,261	20,962	20,636	20,427	20,238	20,023	19,937	19,741	19,335
年少人口 (0～14歳)	人	2,647	2,570	2,531	2,484	2,487	2,472	2,454	2,428	2,427	2,313
	構成比	%	12.3	12.1	12.1	12.0	12.2	12.2	12.3	12.2	12.3
生産年齢人口 (15～64歳)	人	13,150	12,876	12,560	12,259	12,007	11,883	11,630	11,393	11,091	10,651
	構成比	%	61.1	60.6	59.9	59.4	58.8	58.7	58.1	57.1	56.2
高齢者人口 (65歳以上)	人	5,722	5,815	5,871	5,893	5,933	5,883	5,939	6,116	6,223	6,371
	構成比	%	26.6	27.4	28.0	28.6	29.0	29.1	29.7	30.7	31.5
前期高齢者 (65～74歳)	人	2,918	2,932	2,945	2,918	2,813	2,779	2,788	2,904	3,010	3,114
	構成比	%	13.6	13.8	14.0	14.1	13.8	13.7	13.9	14.6	16.1
後期高齢者 (75歳以上)	人	2,804	2,883	2,926	2,975	3,020	3,104	3,151	3,212	3,213	3,257
	構成比	%	13.0	13.6	14.0	14.4	14.8	15.3	15.7	16.1	16.8

資料：庁内資料
(各年3月末)

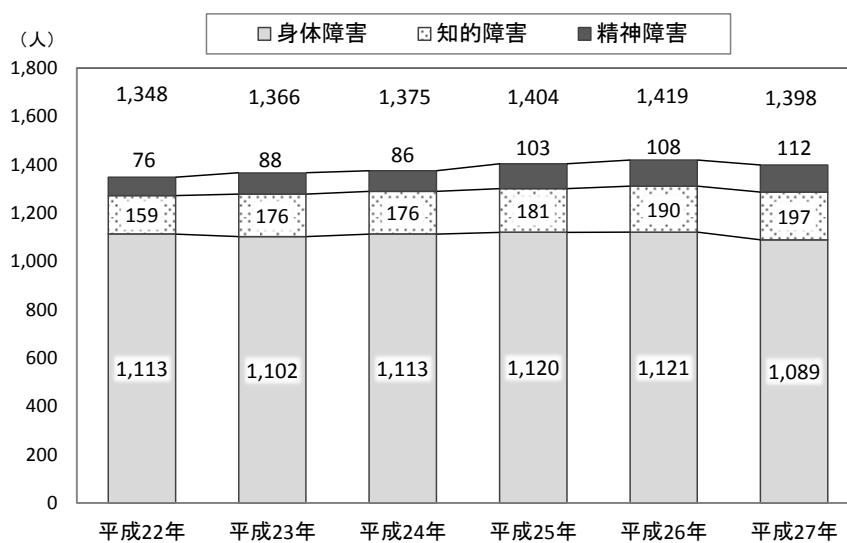
2. 築上町の障害者等の状況

(1) 築上町の障害者の状況

本町の障害者数は、平成27年3月末現在 1,398人で、総人口の19,335人(平成27年3月末現在)に占める割合は、7.2%となっています。

身体障害・知的障害・精神障害の中で最も多いのは身体障害者で、全体の80%を占めています。平成22年と比較すると、知的障害者と精神障害者で増加がみられます。

◆ 障害者数の推移



		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
実数 (人)	身体障害者 手帳所持者数	1,113	1,102	1,113	1,120	1,121	1,089
	療育手帳 所持者数	159	176	176	181	190	197
	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	76	88	86	103	108	112
	計	1,348	1,366	1,375	1,404	1,419	1,398
構成比 (%)	身体障害者 手帳所持者数	82.6	80.7	80.9	79.8	79.0	77.9
	療育手帳 所持者数	11.8	12.9	12.8	12.9	13.4	14.1
	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	5.6	6.4	6.3	7.3	7.6	8.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：庁内資料（各年3月末）
ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年4月1日

(2) 身体障害者の状況

身体障害者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を交付され、補装具費の支給※、更生医療の給付※、日常生活用具の給付※、ホームヘルパーの派遣などの障害福祉サービスを受けることができます。

身体障害者（身体障害者手帳所持者）数の推移をみると、平成22年から平成26年までは同程度で推移していましたが、平成27年ではわずかに減少しています。

等級別にみると、1・2級の重度障害者が全体の約半数を占めて推移しています。

また、障害種別では、肢体不自由が最も多く、平成27年3月では、全体の49.2%を占め、次いで内部障害が32.8%を占めています。

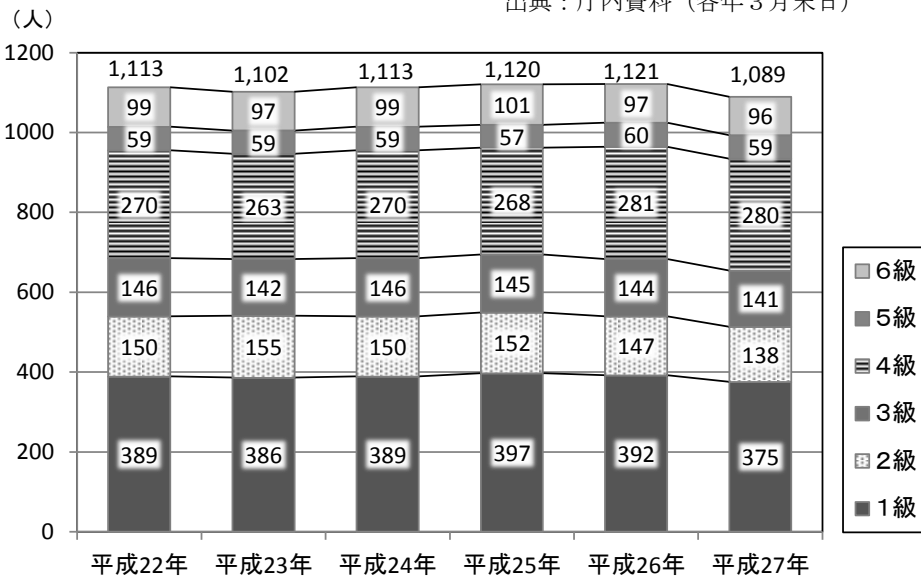
◆ 身体障害者手帳所持者数の推移

《等級別》

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1級	389	386	389	397	392	375
2級	150	155	150	152	147	138
3級	146	142	146	145	144	141
4級	270	263	270	268	281	280
5級	59	59	59	57	60	59
6級	99	97	99	101	97	96
計	1,113	1,102	1,113	1,120	1,121	1,089

出典：庁内資料（各年3月末日）



《種類・等級別》

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	37	19	2	4	6	5	73
聴覚障害	4	22	13	25	-	48	112
音声言語障害	1	1	5	4	-	-	11
肢体不自由	96	92	98	154	53	43	536
内部障害	237	4	23	93	-	-	357
計	375	138	141	280	59	96	1,089

出典：庁内資料（平成27年3月末日）

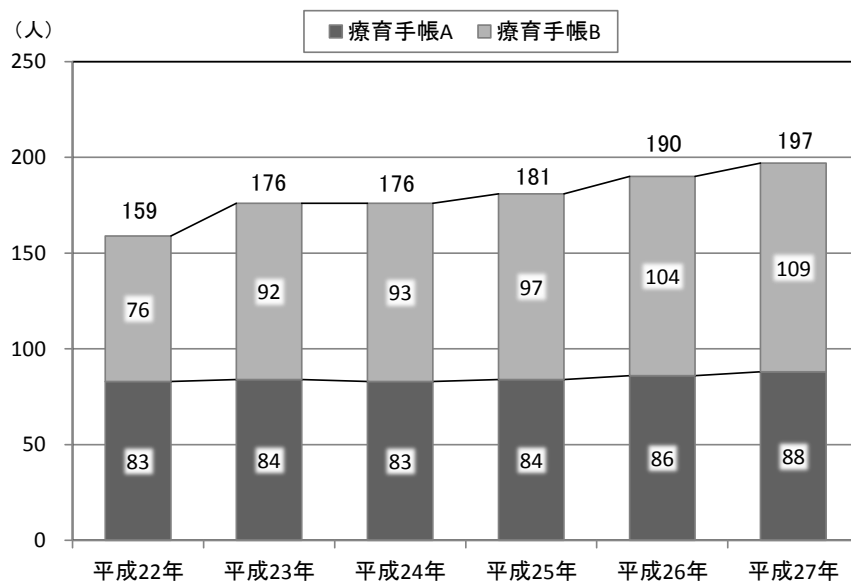
※重複障害については代表部位にて集計、等級については総合等級にて集計

(3) 知的障害者の状況

知的障害者は、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）に大別されます。

療育手帳所持者数は平成27年3月末で197人となっており、平成22年からの推移をみると年々増加していることがわかります。

◆ 療育手帳所持者数の推移



		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
実数 (人)	療育手帳A	83	84	83	84	86	88
	療育手帳B	76	92	93	97	104	109
	計	159	176	176	181	190	197
構成比 (%)	療育手帳A	52.2	47.7	47.2	46.4	45.3	44.7
	療育手帳B	47.8	52.3	52.8	53.6	54.7	55.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：庁内資料（各年3月末）

(4) 精神障害者の状況

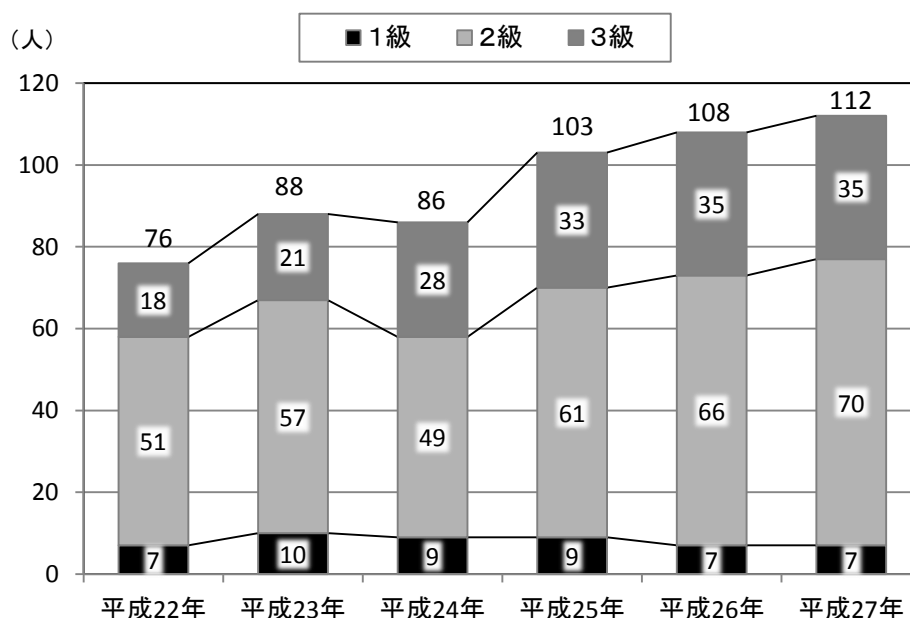
精神障害者は、統合失調症※、うつ病、精神作用物質による中毒症又は、その依存症、精神病質等の精神疾患のある人のことをいいます。

1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると2級と3級で年々増加しており、平成27年4月1日で全体は112人となっています。

障害程度別では「2級」が最も多く平成27年度は70人で、全体の62.5%となっています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
実数 (人)	1級	7	10	9	9	7	7
	2級	51	57	49	61	66	70
	3級	18	21	28	33	35	35
	計	76	88	86	103	108	112
構成比 (%)	1級	9.2	11.4	10.5	8.7	6.5	6.3
	2級	67.1	64.8	57.0	59.2	61.1	62.5
	3級	23.7	23.9	32.6	32.0	32.4	31.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：庁内資料（各年度4月1日）

(5) 障害児の状況

就学前児童の状況は、平成 26 年 3 月末で身体障害者手帳所持者数は 5 人、療育手帳所持者数は、2 人となっています。

就学の状況では、小学生、中学生ともに身体障害者手帳所持者数よりも療育手帳所持者数の方が多くなっています。また、特別支援学校に通う児童よりも、特別支援学級に通う児童の方が多くなっています。

■ 就学前児童の状況 (単位:人)

	人数	種別
幼乳児健診・訪問・窓口相談の数	-	-
就学前身体障害者手帳所持者数	5	-
就学前療育手帳所持者数	2	1(A)・1(B)

資料：庁内資料（平成 26 年 3 月末日）

■ 就学の状況 (単位:人)

		身体障害者手帳所持者数(1級)	療育手帳所持者数		内、特別支援学校児童・生徒数	内、特別支援学級児童・生徒数
			A	B	(種別)	(種別)
小学校	1年生	-	1	1	-	2(A)(B)
	2年生	1	-	2	2(身体)(B)	1(B)
	3年生	-	2	-	-	2(A)
	4年生	-	2	1	1(A)	2(A)(B)
	5年生	-	-	2	-	2(B)(B)
	6年生	-	-	1	-	1(B)
	小計	1	5	7	3	10
中学校	1年生	-	-	-	-	-
	2年生	-	1	2	3(A)(B)(B)	-
	3年生	1	1	2	2(A)(B)	1(B)
	小計	1	2	4	5	1
合計		2	7	11	8	11

資料：庁内資料（平成 26 年 3 月末日）

※児童・生徒数については重複所持者を含む

(6) 福祉サービス利用の状況

1) 障害福祉サービスの利用実績と見込み量

訪問系サービスは、利用者数は横ばい傾向にあります。

日中活動系サービスでは、就労移行支援は利用者数が減少していますが、就労継続支援（A型・B型）では増加しています。

居宅系サービスでは、グループホームの利用者数が増加傾向にあります。

① 訪問系サービス

区 分	H25.3	H26.3	H26.12	H27 (見込み)
居宅介護	15人	18人	18人	20人
重度訪問介護	0人	0人	0人	1人
行動援護	2人	1人	2人	3人
同行援護	3人	3人	2人	5人
重度障害者包括支援	0人	0人	0人	0人

※1ヵ月あたりの利用人数

② 日中活動系サービス

区 分	H25.3	H26.3	H26.12	H27 (見込み)
生活介護	44人	44人	43人	45人
療養介護	5人	5人	5人	5人
短期入所（ショートステイ）	3人	1人	4人	3人
自立訓練				
機能訓練	0人	0人	0人	0人
生活訓練	2人	3人	3人	5人
就労移行支援	13人	11人	5人	14人
就労継続支援				
A型	14人	23人	33人	33人
B型	44人	42人	50人	50人

※1ヵ月あたりの利用人数

③ 居宅系サービス

区 分	H25.3	H26.3	H26.12	H27 (見込み)
共同生活介護（ケアホーム）	11人	17人		
共同生活援助（グループホーム）	12人	14人	31人	35人
施設入所支援	31人	30人	31人	30人

※1ヵ月あたりの利用人数 ※H26年度からケアホームはグループホームへ一元化

2) 地域生活支援事業の利用実績と見込み量

相談支援事業は、設置箇所数、利用者数ともに横ばい傾向となっています。

コミュニケーション支援事業では利用者数は横ばいですが、利用件数は増加傾向にあります。

移動支援事業は事業所数が1カ所増加していますが、地域活動支援センターは実施箇所数は1カ所減少し、それに伴い利用者数も減少しています。

日中一時支援事業は実施箇所数が増加し、利用人数も増加しています。

福祉ホーム事業は実施箇所数、利用者数ともに横ばい傾向となっています。

区 分		H24	H25	H26	H27 (見込み)
相談支援事業					
相談支援 事業	障害者相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	地域自立支援協議会	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
基幹相談支援センター		0カ所	0カ所	0カ所	1カ所
住宅入居等支援事業		0人	0人	0人	0人
成年後見制度利用支援事業		0人	0人	0人	1人
コミュニケーション支援事業		2人	2人	2人	2人
		7件	19件	16件	18件
移動支援事業					
事業所数		6カ所	6カ所	7カ所	7カ所
利用者数		7人	7人	7人	7人
提供時間		549.5 時間	558.5 時間	568 時間	600 時間
地域活動支援センター事業		3カ所	2カ所	2カ所	2カ所
		10人	6人	5人	8人
日中一時支援事業		8カ所	14カ所	14カ所	14カ所
		18人	22人	22人	25人
福祉ホーム事業		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		1人	1人	1人	1人

※H26年度についてはH26年12月現在からの予想値

3. 障害者を支える地域資源

障害のある人を支える地域資源として、以下の施設、人的資源があります。

(1) 障害者向け施設・障害児に関する教育施設

サービス種別	施設名称
相談支援事業所	①障害者相談支援センター「てのひら」 ②相談支援センター「きずな」 ③相談支援センター「空の窓」
短期入所施設	①和光苑 ②共同生活介護事業所「こすもす」
グループホーム	①豊 ②楠
施設入所支援施設	①和光苑
就労移行支援施設	①ワークランド・こすもす ②陽光学園おやまだ ③とび梅学園
就労継続支援 A 型施設	①就労継続支援施設のぞみ
就労移行支援 B 型施設	①ワークランド・こすもす ②とび梅学園
生活介護施設	①和光苑 ②陽光学園おやまだ ③第二ワークランド・こすもす
居宅介護施設	①やすらぎ ホームヘルプステーション ②愛翠苑 ホームヘルプサービス ③築上町社会福祉協議会ホームヘルプセンター
重度訪問介護	①やすらぎ ホームヘルプステーション ②愛翠苑 ホームヘルプサービス ③築上町社会福祉協議会ホームヘルプセンター
特別支援学校	①福岡県立築城特別支援学校

(2) 人的資源（町全体）

種別	人数	種別	人数
地域包括支援センター勤務の 社会福祉士	3人	身体障害者相談員	4人
知的障害者相談員	1人	民生委員・児童委員	57人
保健師	7人	保護司	11人
消防団員	507人	老人クラブ会員	2,428人
シルバー人材センター会員数	203人	認知症サポーター数	235人
災害時要援護者登録者	211人	ボランティア団体 あゆみ会	-

資料：庁内資料（平成 27 年 7 月末時点）

第3章 障害者施策の課題整理

1. アンケート調査からの課題

築上町障害者計画の策定にあたり、障害者の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する意向、今後の希望を把握することによって、今後の障害者施策の検討に資することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者は築上町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、18歳以上の障害者と、18歳未満の障害児を無作為に抽出しました。

配布数は障害者が839件、障害児が11件で、合わせて850件となっており、有効回収率は障害者が55.4%、障害児が45.5%、計55.3%となっています。

① 現在の暮らしについて

～障害者本人や家族の高齢化への対応が必要です～

- ・一緒に暮らす家族の人数は、2人暮らしが最も高く、ひとり暮らしは2割程度みられます。家族構成は、配偶者や息子、娘が多くなっていますが、知的障害者や精神障害者では、母親と暮らす割合も高い状況です。同居する親自身の介護が必要になった場合の対応を考える必要があります。

② 現在の生活の中で困っていることについて

～健康上の不安を和らげるケアと経済的な支援が求められています～

- ・現在の生活の中で困っていることや将来に対する不安・悩みについては、「障害や健康上の心配、悩み」が44.1%、「経済的な不安」が28.4%と高くなっています。障害者の残存機能の維持・向上を引き出すための支援が必要です。
- ・また、雇用の場の確保や地域行事への参加などを通して、生きがいを見出し、心と身体の健康を維持するための支援が必要です。

③ 相談支援について

～相談しやすい窓口と専門性をもった相談員が求められています～

- ・現在の不安や悩みを相談する相手や機関の割合は、「家族」が圧倒的に高く、町や県などの職員、生活支援センター*の職員や障害者相談員、民生委員・児童委員に相談する割合は低くなっています。
- ・不安や悩みを相談する際に困ることは、「誰に相談して良いかわからない」、「相談できる人がいない」という回答もやや高くなっています。
- ・公的な機関や地域の福祉関係者への相談がしづらい状況であることから、利用しやすい相談窓口の設置、地域の専門員（民生委員・児童委員等）との日常的なコミュニケーションが必要です。

④ 今後の暮らしについて

～住み慣れた在宅生活の継続への支援が必要です～

- ・今後、どのように暮らしたいかについては、全体でみると「在宅（自宅）で暮らしたい（家族等と同居、またはひとり暮らし）」という回答が63.7%と高くなっており、住み慣れた自宅や地域での暮らしを希望しています。
- ・知的障害者は、身体、精神障害に比べて、グループホームや医療機関、福祉施設への入院・入所を希望する割合が高くなっています。
- ・現在ひとりで暮らしている障害者で、今後も在宅生活を希望する割合は、家族等と同居している障害者よりも低くなっています。
- ・障害の種別や家族構成等をふまえ、今後の暮らし方について、個別に相談・援助を行い、障害者が住み慣れた地域で孤立することなく、自分らしい生活を送るための支援が必要と考えられます。

⑤ 外出について

～安心して外出できる移動手段と安全な道路等の整備が求められています～

- ・外出の頻度について、週に1回以上外出している人は全体で74.4%となっています。障害の種別による外出頻度に差はみられませんが、高齢になることで、外出の頻度は減少しています。
- ・外出する際の交通手段について、公共の交通機関（JR やバス）を利用するより、徒歩で移動する割合が高く、公共交通機関の利用に係る不便（最寄りの駅やバス停が遠いことや道路状況が悪い、乗り物や建物が障害者に対応していない等）が推測され、外出への支援と安全な歩道の整備、公共の建物の再整備が必要です。

⑥ 地域との関わりについて

～知的障害や精神障害に対する、住民の理解が求められています～

- ・地域住民とつきあいについて、全体では「会ったときはあいさつをする」（74.0%）、「世間話をする」（41.3%）という回答が高くなっています。
- ・知的障害者と精神障害者では、「つきあいをしていない」という回答が28.0%とやや高い傾向がみられ、地域の人とのつきあいが少ないことがうかがえます。また、近所との関わりの中で困ることについて、知的障害者では「障害に対する理解がない」（36.0%）、精神障害者では「人の目が気になる」（27.8%）という回答が高くなっています。
- ・知的障害や精神障害に対する住民の理解は未だに低く、今後地域での学習の機会や交流の機会を積極的に取り入れる必要があります。

⑦ 災害時の避難について

～災害時・緊急時における障害者の避難支援について、近隣住民の手助けが必要です～

- ・緊急時や災害時に手助けしてくれる人は、全体で 76.1%と高く、その多くは「家族又は親族」となっています。また、災害時の避難場所について、「知っている」という回答は身体障害者では約5割、知的障害者、精神障害者は約3割と低くなっています。家族・親族が対応できない場合、近くの住民が手助けできる支援体制を構築する必要があります。

⑧ 障害者の就労について

～障害者の雇用促進と雇用環境の整備、障害への理解が求められています～

- ・障害者の収入のほとんどが「国民年金（障害基礎年金）」によるもので、給与や工賃による収入は少なく、また現在就労している（地域活動支援センター※、作業所などを含む）障害者は約2割と低い状況にあることから、経済的に自立している障害者は少ないことが推察できます。
- ・1ヶ月あたりの平均収入は、身体障害者に比べて知的障害者と精神障害者では、低い状況にあります。障害者が安心して働くことができる場の確保や工賃の見直し、低収入者の支援が必要とされています。
- ・障害があっても、働きやすくなるために必要な支援として、全体では「障害に無理のない仕事であること」が 38.3%と最も高く、次いで「通勤手段があること」（28.0%）、「勤務時間や日数が調整できること」（26.9%）が上位にあがっています。企業や地域が障害者や病気について正しく理解したうえで、作業場の配慮や健康状態の把握を行うように努め、障害者の働く意欲と役割意識を高めることが必要とされています。

⑨ 障害児の進路について

～学校卒業後の進路について、不安をなくし、本人の意見が尊重される社会が必要とされています～

- ・現在の生活の中で困っていることは「経済的な不安」、「将来の生活が不安」、「働く場がない」という回答が多くあげられました。さらに、将来の進路について、ほとんどが「わからない」と回答していることから、学校卒業後の進路や生活について不安が高くなっていることがわかります。
- ・障害者が働きやすくなるために必要な支援は「勤務時間や日数調整できること」、「周囲が自分を理解してくれること」という回答があげられました。
- ・障害をもった子どもたちの意思が尊重された就労のために、企業への障害の理解と雇用環境の整備や緩和が求められています。

⑩ 障害児の学校教育について

～学校教育における障害児への理解が求められています～

- ・調査回答者のうち、小学校または中学校の特別支援学級に通学している障害児が6割と多くなっています。
- ・保育・教育に関して困っていることは、「先生や児童・生徒の理解が十分でない」という回答もみられます。障害のない生徒への心のバリアフリーを育む教育(交流および共同学習)の充実が求められています。
- ・保育・教育の要望について、「専門知識を持った教職員の増員」という回答が多くみられ、生徒だけでなく教職員が障害への専門知識を持ち、障害に応じた教育が受けられる教育環境が求められています。

⑪ 町に充実してほしいこと

～日常生活における安心と安全、障害への理解が求められています～

- ・町に充実してほしいことは、「年金や手当等の充実」、「緊急時や災害時の支援体制の充実」、「介護をしている家族の支援の充実」、「障害者にやさしいまちづくりの推進」という回答が多くみられます。
- ・経済的に困っている人が多くみられ、雇用環境の整備や工賃の見直しが必要ですが、その前提として、地域住民が障害者を正しく理解し、受け入れ、本人の持つ力を発揮できる環境が整っていることが重要です。
- ・エンパワメント[※]の視点によって、障害者の主体性や自己決定を尊重しながら、障害者を支援することが必要となります。
- ・障害児を介護する親からは、「グループホームなどの地域での共同生活できる住まいの整備」や「通院・治療のための医療費の助成」、「介護をしている家族の支援の充実」という回答もあがっています。24時間365日介護をしている家族への肉体的・精神的な負担を減らす取り組みが求められています。

2. ヒアリングからの課題

① 地域住民の障害に対する理解、協力

- 地域住民の障害に対する理解促進のために、学習機会の提供や広報・啓発活動が求められています。
- 障害者やその家族に対して、地域で支え合う体制の構築が求められています。

② 積極的な情報提供・相談支援体制の充実

- 町の情報や、各制度の説明、福祉サービスの周知など、障害者がより生活しやすくなるような情報提供が求められています。
- 専門員の資質向上や、各相談事業の実施により、相談支援体制のより一層の充実が求められています。

③ 障害児支援・相談体制の充実

- 障害児への継続的な支援のために、様々な機関で情報の共有を図ることが求められています。
- 障害児の家族などの負担を支える経済的支援が必要です。
- 児童支援施設や、親子で生活できるような施設等が求められています。

④ 文化・スポーツ等の活動支援、社会参加の促進

- 障害者があらゆる文化・スポーツ活動に参加しやすいよう、情報の提供と、環境の整備、参加者や支援者の意識改革を図ることが求められます。

⑤ 災害時・緊急時の見守りと円滑な避難誘導支援

- 避難場所や避難支援マップ等の周知による、円滑な避難誘導が求められています。
- 避難場所での、障害者への配慮が必要です。

⑥ 町内施設・道路等のバリアフリー化^{*}の促進、公共交通機関の利便性の向上

- 公共施設等のバリアフリー化の一層の促進が求められています。
- 障害者の移動手段の確保と、公共交通機関の利便性を高める必要があります。

⑦ 就労支援の充実

- 就労にあたっての相談支援を充実する必要があります。
- ジョブコーチ^{*}制度の活用等による、障害者の職場定着支援の促進が必要です。
- 企業に対する、障害特性の理解や受入れのサポート体制の充実が求められます。

3. 障害者施策の課題整理

アンケート調査やヒアリング等から、障害者の自立と社会参加等における課題について、次のように整理します。

① 障害への理解促進・啓発・権利擁護が求められています。

- ・アンケート調査では、地域や外出先のお店などを障害があることで「いやな思い」をする割合が知的障害者・精神障害者などでは高く、「障害に対する理解がない」（知的障害者 36.0%）と感じている割合が高い状況にあります。
- ・町民に障害と障害者への理解を深める必要があります。特に地域において、生活を継続するためには、地域住民の理解が不可欠となります。
- ・さらに、障害者の人権を尊重する法制度の整備を踏まえて、権利擁護の取り組みを推進する必要があります。

② 障害者の生活の困難さ、将来の不安への対応が求められています。

- ・アンケート調査では、現在の生活の中で困っていることや不安・悩みに対しては、「障害や健康上の心配、悩み」が 44.1%と高くなっています。
- ・高齢化が進行している障害者本人やその家族の不安や悩みに対して適切に対応することが求められており、相談に応じる体制の充実などが必要です。

③ 障害者の状況に適切に対応できる福祉サービスの充実と保健・医療等との連携が必要です。

- ・住み慣れた地域で、長く住み続けられるように、在宅生活を支援する福祉サービスの充実と保健・医療・福祉の連携が求められています。
- ・福祉サービスについては、サービスの種類や居住に関する案内など情報提供を充実する必要があります。
- ・障害福祉サービスの対象となる難病が拡大されており、その周知が必要です。難病患者への理解、就労支援などを専門的な相談機関と連携して進める必要があります。

④ 障害のある児童への療育・教育等の適切な対応が必要です。

- ・障害のある児童の早期発見を図り、関係機関に適切につなぐ必要があります。療育の提供などを福祉と教育が連携し、特別な支援が必要な児童・生徒の教育については、保育所・幼稚園・小中学校等が連携して対応する必要があります。
- ・そのための相談支援体制の充実と、特別支援学校等の卒業時における就労支援が必要とされます。

⑤ 障害者の雇用促進・就労支援が求められています。

- ・アンケート調査では、障害のため働いていない人の割合が高く、就労している場合でも、職場でのコミュニケーションの問題や収入が少ないことなどで悩んでいる障害者が多くみられます。
- ・就労機会の確保、及び働きやすい環境改善、賃金等の労働条件の改善を図り事業所の障害者雇用を促進する啓発活動などを推進する必要があります。

⑥ 住まいの確保・生活環境の整備・公共建築物等のバリアフリー化が必要です。

- ・自宅のバリアフリー化や、保護者の高齢化に備えてグループホーム等の居住の確保を図る必要があります。
- ・障害者は自家用車以外では、徒歩やタクシーなどの移動手段が多くみられることから、障害者が安心して外出できるように公共交通手段の確保や歩道等の屋外空間のバリアフリー化が必要です。
- ・公共建築物等における車椅子対応、段差の解消などのバリアフリー化が求められています。

⑦ 文化・スポーツ活動等の活動支援・社会参加の促進が必要です。

- ・障害者の生活の充実を図り、心身の健康維持・増進のための活動の支援が必要です。そのための文化・スポーツ活動に参加しやすいように情報提供や活動場所の確保等が必要です。
- ・様々な社会活動に参加できるように、ボランティア等の活動支援が求められています。

⑧ 災害時等の支援体制、防犯体制の構築が必要です。

- ・災害のおそれがある場合に、障害者に状況を伝え、速やかな避難を支援できる体制が必要です。
- ・あらかじめ避難場所を知らせ、自力では避難できない障害者に対して、避難誘導等の支援が求められています。そのために、防災訓練や福祉避難所の設置が求められています。
- ・障害者が訪問販売等により高額な商品販売や不要な工事契約などの犯罪に巻き込まれるおそれがあります。これらに対しては、地域住民の見守りが重要であり対策が求められます。

第4章 計画の基本理念・目標

1. 基本理念

【基本理念】

笑顔で明るい 支えあいのまち 築上

障害のある人を取り巻く環境は、障害者自立支援法の施行により大きく変化しました。平成 25 年に障害者自立支援法は障害者総合支援法に改正され障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援が進められています。

一方で、「障害者虐待防止法」「障害者雇用促進法」「障害者差別解消法」の制定や「障害者権利条約」の批准など、障害者の権利・人権を擁護する法整備が図られてきており、障害者の権利擁護に配慮した施策の推進がなお一層求められています。

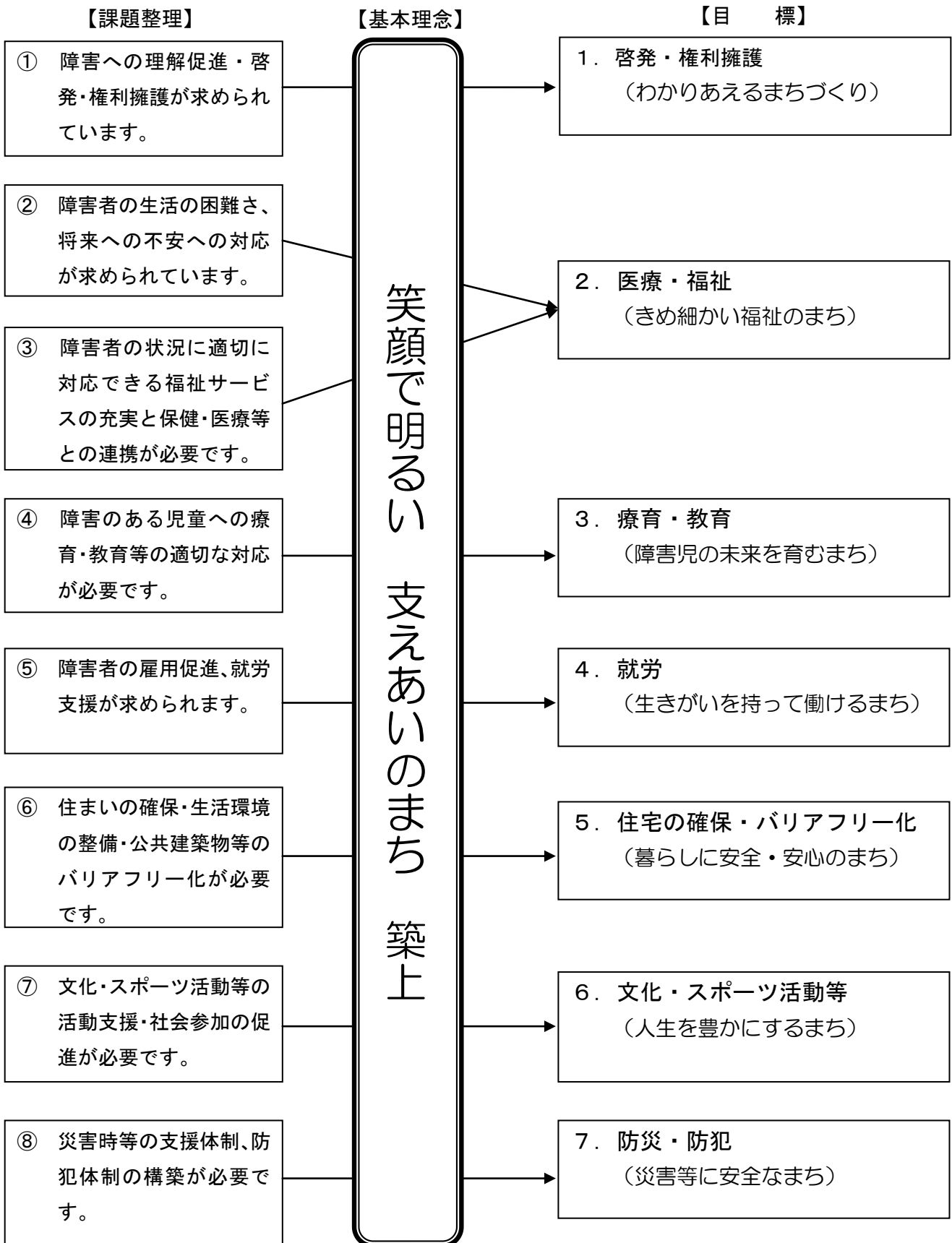
そこで、本計画では、障害のある人が自立した日常生活を送り、のびのびと社会活動に参加し、地域住民が障害への理解と共感の心を持って障害者を支え、町民みんなが安心して暮らせる、笑顔で明るい地域社会の実現を目指すものとします。

2. 目標

課題整理を踏まえ、基本理念を実現するために、計画の目標を次のように設定します。

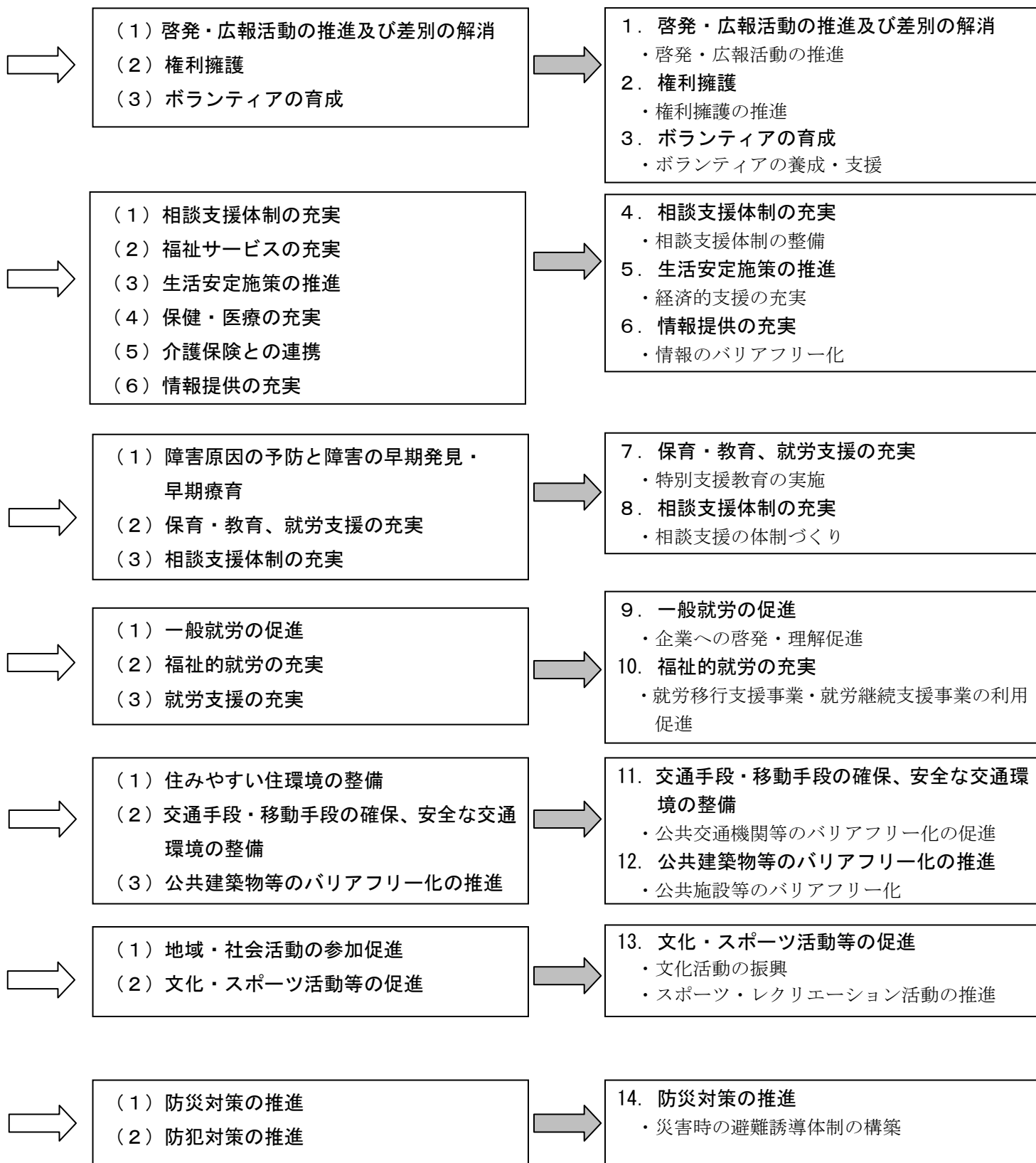
1. 啓発・権利擁護（わかりあえるまちづくり）
2. 医療・福祉（きめ細かい福祉のまち）
3. 療育・教育（障害児の未来を育むまち）
4. 就労（生きがいを持って働けるまち）
5. 住宅の確保・バリアフリー化（暮らしに安全・安心のまち）
6. 文化・スポーツ活動等（人生を豊かにするまち）
7. 防災・防犯（災害等に安全なまち）

3. 施策の体系



【施策の柱】

【重点施策】



第 2 部 各 論

第1章 啓発・権利擁護 ～わかりあえるまちづくり～

1. 啓発・広報活動の推進及び差別の解消

【現状と課題】

障害者基本法第4条では「差別の禁止」を謳っていますが、内閣府の調査では障害者に対する差別が存在することが明らかにされています。

今回のアンケート調査では、「障害があるため、差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」と回答した障害者は、全体で「よくある」と「時々ある」を合わせて回答者の20.0%となっています。特に、知的障害者や精神障害者では、約半数の人が差別やいやな思いをした経験があると回答しています。

住民の障害に対する理解は未だに低いと考えられるため、今後は地域での学習の機会の確保や交流の機会を積極的に取り入れ、あらゆる場面で差別が生じないように広報・啓発活動に取り組むことが求められています。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報活動の推進 [重点施策]

- 1) 「広報ちくじょう」や築上町ホームページ等による、障害に対する正しい理解と知識の普及・啓発を行います。

(2) 講演会や講座等の開催

- 1) 障害による差別等の問題を社会問題として捉え、障害及び障害者への理解を深める人権講演会を開催します。

(3) 理解促進研修・啓発事業の実施

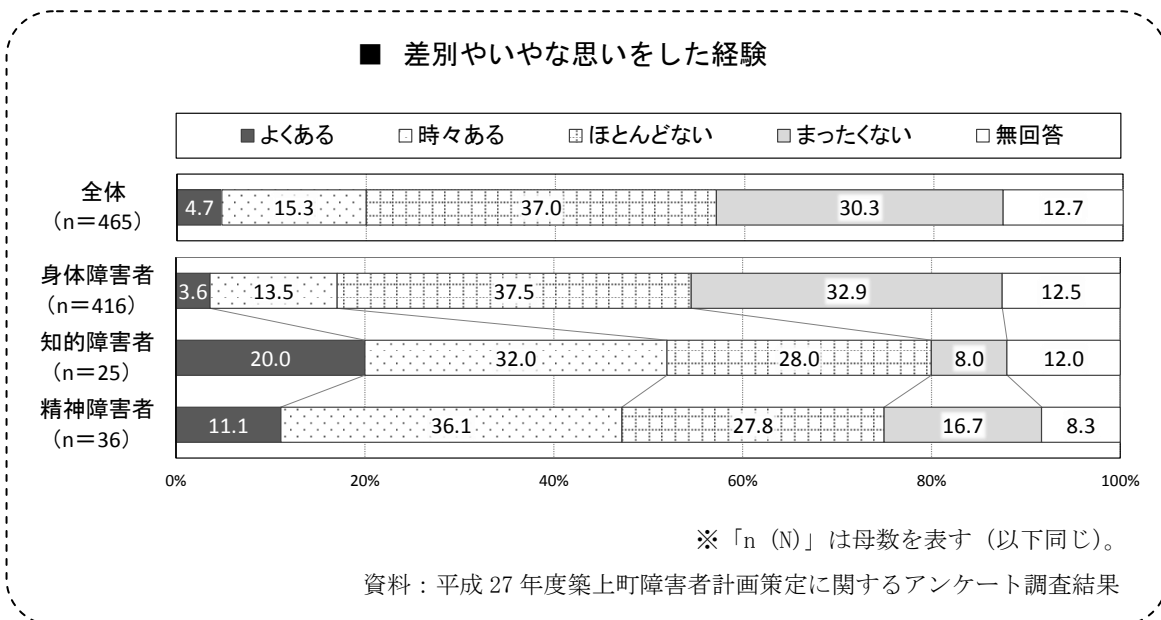
- 1) 障害及び障害者への理解を深めるため、社会福祉協議会や相談支援事業所等と連携し、町の職員や住民の理解・啓発を進める研修会等の開催や、商業施設等の民間施設におけるチラシ等の配布等を行います。

(4) 障害者差別解消法への対応

- 1) 障害者差別解消法（平成28年4月施行）の円滑な実施に向け、法の趣旨・目的等に関する効果的な公表・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織づくりに取り組みます。また、障害者とともに、同法の施行後、同法に規定される基本方針に基づき、適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

(5) 改正障害者雇用促進法への対応

- 雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置が新たに規定された障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均衡な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図ります。



2. 権利擁護

【現状と課題】

改正された障害者基本法では、障害のある全ての人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するとされています。

判断能力やコミュニケーション能力の不十分な人を保護し、支援する制度として成年後見制度※があり、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為などの支援を行います。

本町では、成年後見制度利用支援事業を実施していますが、アンケート調査では、築上町に充実してほしいことについて、「財産管理の援助（成年後見制度など）」は回答者全体の1.9%と低い状況でした。今後は、介護者の高齢化等により、利用の機会の増加も考えられるため、制度の周知や利用しやすい仕組みづくりが求められています。

【施策の方向】

（1）成年後見制度利用支援事業の実施

- 1）成年後見制度利用支援事業の周知を図り、利用促進を図ります。

（2）権利擁護の推進〔重点施策〕

- 1）広報や講座等の開催により障害のある人の権利擁護の啓発を行います。また、消費者被害から障害者を守るため関係団体と連携し、消費者被害に関する情報提供や相談支援に努めます。

3. ボランティアの育成

【現状と課題】

障害のある人と障害のない人を結び、障害のある人の社会活動への参加を支援するボランティアの役割は重要です。

障害のある人への福祉施策には、行政だけでは財源や人的体制から限りがあり、これを補うためにもボランティアが必要とされています。

本町でも、ボランティア団体が社会福祉協議会や町の行事のサポート活動等を行っていますが、その担い手は高齢化しており、若い世代のボランティアに対する意識は低下している状況です。

今後は、地域住民がボランティア活動に気軽に参加できるように環境を整え、特に、若年層の人材の育成を図り、活動を支援する必要があります。

【施策の方向】

(1) ボランティアの養成・支援〔重点施策〕

- 1) 日常的な支え合いの心を育成して、ボランティア活動への参加を呼びかける広報等の情報提供を強化します。
- 2) ボランティア活動の実施について積極的な周知に努め、親子で参加できるボランティア活動の推進等により、子どもから大人まで気軽に参加できるボランティア活動の推進を検討します。
- 3) 社会福祉協議会での「福祉入門講座」や「手話講座」を活用し、ボランティアの担い手を養成します。
- 4) ボランティア活動への助成など、継続して活動できるよう支援を行います。

(2) 関係機関・団体との連絡・連携強化

- 1) ボランティアの育成や関係団体同士の連携・協力関係が密になるようにネットワーク化を図り、積極的な支援を行います。

第2章 医療・福祉 ～きめ細かい福祉のまち～

1. 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害者やその家族においては、日頃から気軽に相談できる体制が必要とされています。また、必要な障害福祉サービスを適切に受けられるようにすることや、障害年金などの経済的な支援、緊急時にも対応できる体制など、きめ細かな相談体制の構築が求められています。

アンケート調査では、不安や悩みの相談先として「家族」が最も高く、60.4%となっています。また、相談について困ることは、「特に困った事はない」（42.6%）を除くと、「誰に相談して良いかわからない」（11.4%）が最も高くなっており、相談先の周知が課題となっています。

町内には障害者の相談支援事業所として、「てのひら」「きずな」「空の窓」の3事業所があり、その内、相談支援センター※「てのひら」では、町からの委託を受け障害者からの一般相談にしています。

また、障害福祉サービスの利用における様々な相談や、病院等から退院し地域で生活することへの不安や相談、支援については、相談支援事業所と町が協力ししています。

さらに、身近な地域では、身体障害者相談員※や知的障害者相談員※、民生委員・児童委員が相談に応じ、幅広い活動を行っています。

今後も、障害者の自立を促進するため、関係機関との連携を一層強化し、豊築地区自立支援協議会における適切な対応に努め、障害者の視点に立った相談支援体制の構築の推進が求められています。

【施策の方向】

（1）相談支援体制の整備 〔重点施策〕

- 1) 障害者の日常生活の困りごとから緊急時の対応まで、相談支援事業所と連携を図りながら、いつでも相談に応じる体制を整備します。

（2）関係機関との連携

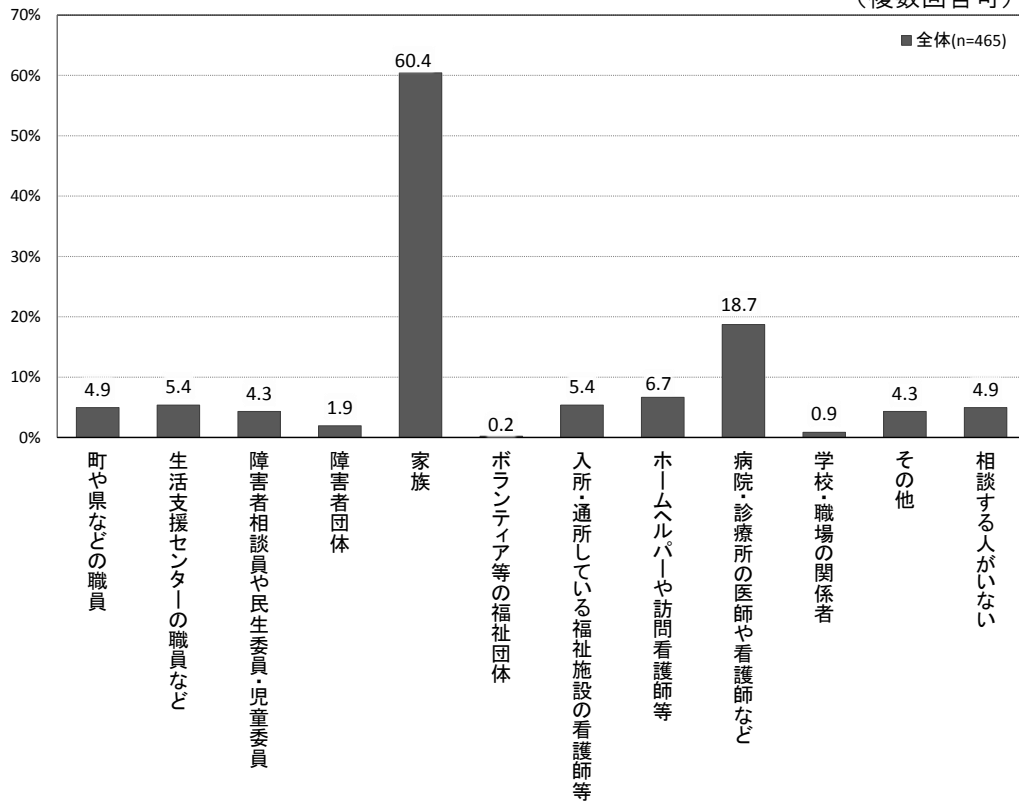
- 1) 相談支援事業における困難事例の検討、情報共有、地域課題解決のため、豊築地区内での関係機関との連携を図り、情報の共有を行います。

（3）支援者の専門性の向上

- 1) 必要な研修や講習会の機会を設けることで、支援者の専門性の向上を図ります。

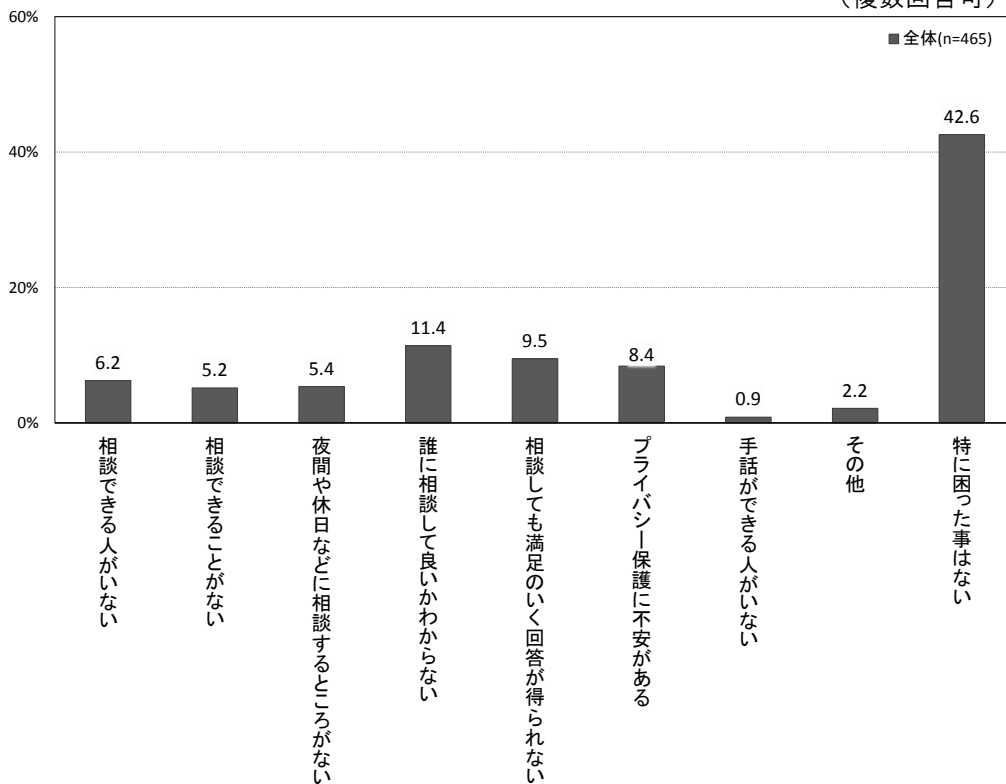
■ 不安・悩みを相談する相手や機関

(複数回答可)



■ 相談について困ること

(複数回答可)



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

2. 福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人への福祉サービスは、「障害者自立支援法」の改正による「障害者総合支援法」（平成25年4月1日施行）に基づき、その適切な運用が求められています。この法律に基づくサービスについて、利用者への周知とともに、発生する問題等へ適切に対応し、関係機関との連携や住民の協力のもとでのサービスの充実が必要とされています。

また、障害のある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給や、日常生活用具の給付を行っており、障害者の利用の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

（1）障害福祉サービス等の充実

1）訪問系サービスの実施

- ①障害者の自宅での介護、外出時の移動支援等について、障害の種別や程度に応じたサービスの提供を事業者、関係機関との連携のもとに実施します。
- ②今後、利用者の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入及び事業の拡大を促進し、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

2）日中活動系サービスの実施

- ①常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的としたサービスを提供します。
- ②知的障害または精神障害がある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行い、地域生活の円滑な移行を促進します。
- ③一般就労等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練を行います。また、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

3）居宅系サービスの実施

- ①夜間や休日、共同生活を行うグループホームで、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介助等の必要性が認定されている方には、介護サービスも提供します。

4）日常生活支援

- ①障害者やその家族の就労支援や一時的な休息を支援する日中一時支援事業や、屋外での移動が困難な障害者の外出を支援する移動支援事業を実施します。

(2) 日常生活用具の普及と支援

- 1) 自立した日常生活を支援する用具の給付や貸出しを行います。

(3) 地域活動支援センターの整備

- 1) 地域活動支援センターで、障害者の創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。

3. 生活安定施策の推進

【現状と課題】

障害のある人の生活の安定を図るためには、生活保障が必要となります。

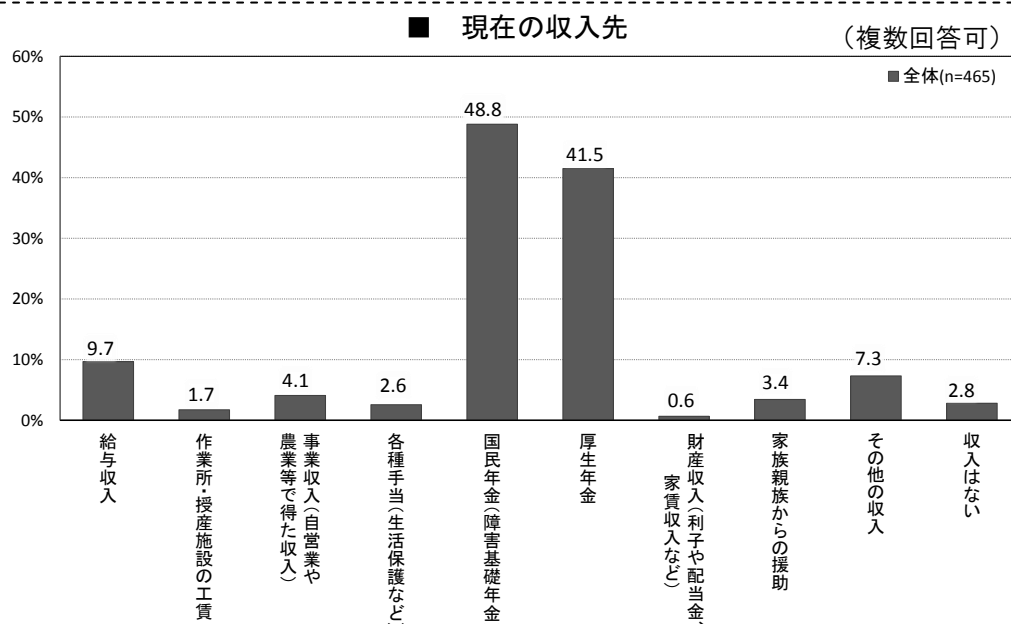
障害のある人には就労の困難さ等の問題があり、アンケート調査でも主な収入先は国民年金（障害基礎年金）が48.8%と最も高く、将来に渡って経済的な不安を感じている人が多い状況です。

また、障害がある人の中には、年金制度や手当などを十分理解されていない人もいると考えられるため、これらの周知を図るとともに、障害者の生活を保障することの必要性を国・県等の関係機関に求めていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 経済的支援の充実 [重点施策]

- 1) 障害基礎年金、障害厚生年金、特別児童扶養手当、障害児福祉資金等の各制度の周知を図り、内容の充実について国や県に働きかけます。
- 2) 電車やバス、タクシー運賃の割引や、福祉タクシーの利用券による料金の助成、NHK放送受信料の減免など、公共料金の割引について周知を図り、利用を促進します。



資料：平成27年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

4. 保健・医療の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、日常や将来の悩み・不安について、障害や健康上の心配や悩みを抱えている障害者が40%以上を占めています。

障害による心身機能の低下の軽減や、二次障害^{*}の予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、医療体制を整備することが必要となっています。

特に、近年では社会構造の変化により、ストレスの増加等によるうつなどの精神障害者も増加しており、発症予防や早期治療に取り組むことが必要です。

また、難病患者が適切な医療を受けながら、地域で生活していくことの支援も必要とされています。障害者総合支援法の施行に伴い、難病も障害者の範囲に加えられ障害福祉サービスを利用できるようになり、平成27年7月1日より、サービスを利用できる難病等の対象は151疾患から332疾患へ拡大されることになりました。本町でも、難病患者の実態把握に努め、地域で生活する難病患者の総合的な相談支援を行う必要があります。

【施策の方向】

(1) 保健・医療・福祉の連携

- 1) 障害者が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等との連携を図ります。
- 2) 障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供を図ります。

(2) 精神障害者に対する支援

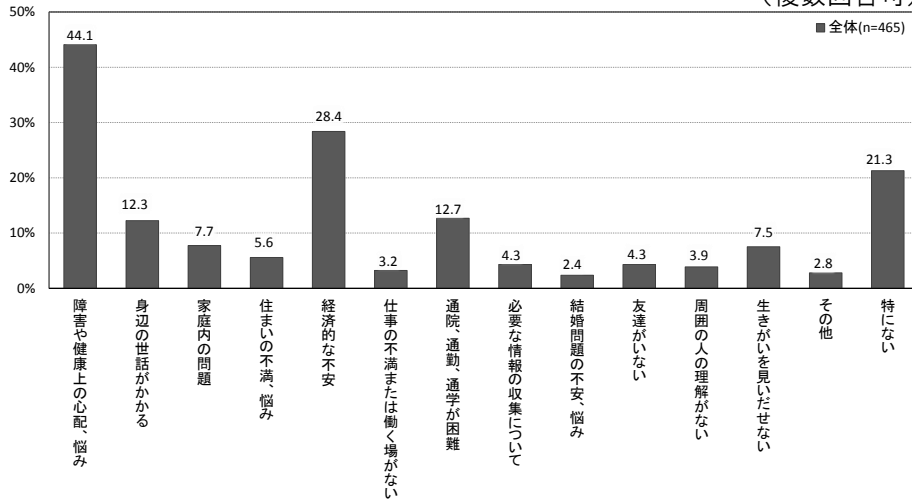
- 1) 精神障害者の人権に配慮しながら、精神的ケア・医療的ケアを十分に受けることができるように各関係機関との連携を強化します。
- 2) 精神科病院から退院し、地域に住むにあたっての地域移行・地域定着の様々な支援を行う事業の活用を図ります。

(3) 難病の周知と支援の充実

- 1) 難病患者の実態把握に努め、難病の周知に取り組み、理解促進を図ります。
- 2) 難病ホットライン^{*}の案内など京築保健福祉環境事務所等と連携し、難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

■ 困っていることや将来に対する不安・悩み

(複数回答可)



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

5. 介護保険との連携

【現状と課題】

障害のある人の高齢化が進行する中で、要介護状態に認定された人に対しては、介護保険が適用されることから、障害者施策から高齢者施策への移行が円滑に行われる必要があります。

アンケート調査では、要介護認定を「受けている」という回答は全体で 28.0%、「受けていない」という回答は全体で 60.6%となっています。

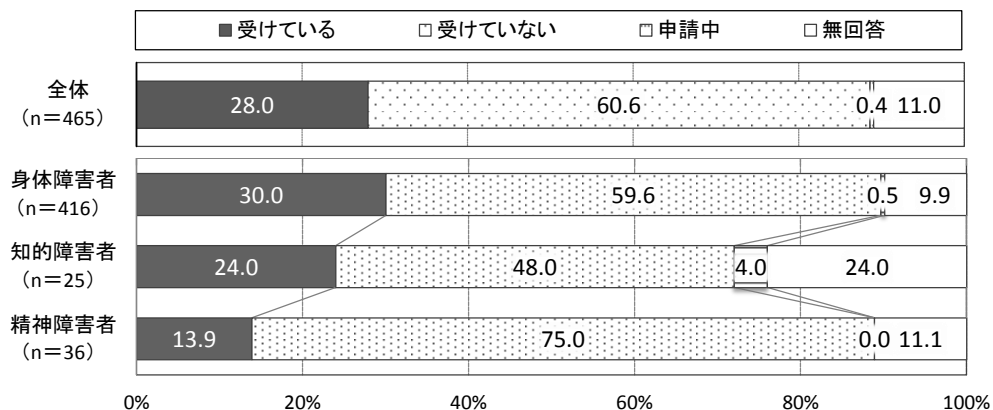
また、今回のアンケート調査における回答者の内、60 歳以上の割合は 83.6%となっています。高齢化の進行に伴い、介護保険利用者数の増加がより一層見込まれるため、高齢者福祉サービスについて、利用者への十分な説明と、不利益が生じない対応が求められています。

【施策の方向】

(1) 高齢の障害のある人への情報提供

- 1) 高齢の障害のある人へは、高齢者福祉サービス等への円滑な移行を図るため、介護保険・年金制度等の適切な情報の提供及び関係機関の連携を図ります。

■ 要介護認定の有無



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

6. 情報提供の充実

【現状と課題】

障害者が地域で生活していくためには、様々な情報が必要となってきます。

本町では、担当窓口において障害者手帳の交付、福祉サービスの利用案内等を行っています。また、「広報ちくじょう」において、町や福祉に関する様々な情報提供を行っています。

今回のアンケート調査では、福祉関係の情報の入手先として「町の広報誌」が49.2%と最も高くなっていることから、その重要性がうかがえます。

特に、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正に伴い、障害福祉サービス等の制度の大幅な見直しが行われたことで、サービスの内容がわかりにくくなっています。

今後は、障害の特性等に配慮し、必要な人に必要な情報が正確に伝わるよう、情報提供の方法をさらに工夫していく必要があります。

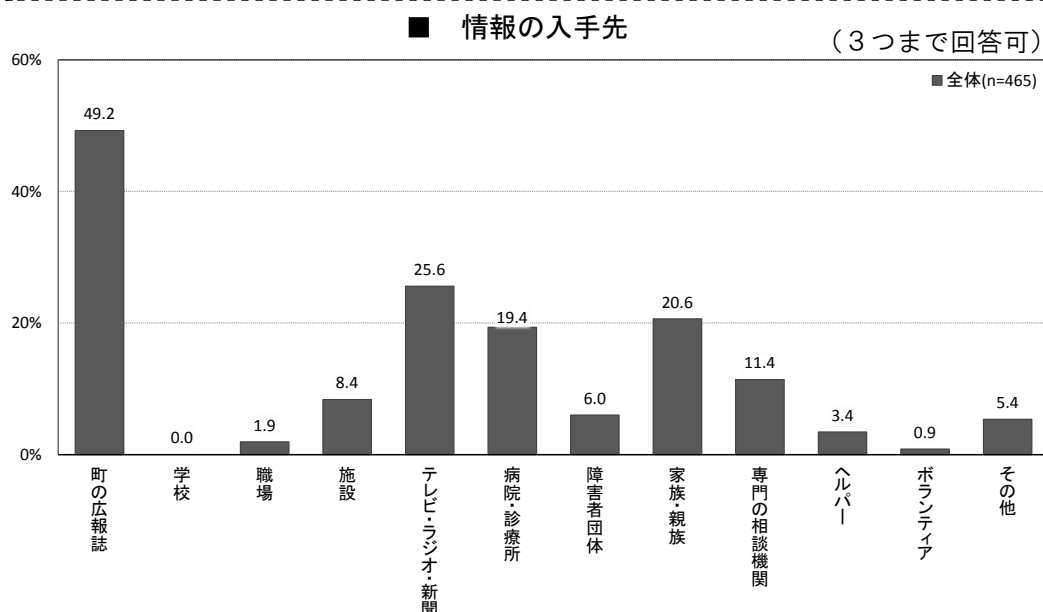
【施策の方向】

(1) 情報のバリアフリー化〔重点施策〕

- 1) 法律や制度改正に伴う福祉サービスの変更や行政情報等について、わかりやすさを重視し、点訳や音訳など障害の種別に配慮した情報提供を実施します。
- 2) 町のホームページ等では、障害の有無に関わらず誰もが必要な情報を入手できるよう、ウェブアクセシビリティ*の確保と向上を推進します。

(2) 意思疎通支援の充実

- 1) 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者*の養成を促進し、派遣や窓口等への設置を行います。
- 2) 情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図り利用を促進します。



資料：平成27年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

第3章 療育・教育 ～障害児の未来を育むまち～

1. 障害原因の予防と障害の早期発見・早期療育

【現状と課題】

本町では、出産前に妊婦健康診査を実施し、出産後は、赤ちゃん・妊婦さん訪問、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施して育児教育・子育て相談、発達相談などを実施しています。

妊産婦健康診査は、早産や低出生児などの発症の原因となる生活習慣病や妊婦高血圧症候群*等の発生予防のためにも重要です。健診を徹底するとともに、病気や障害の原因となる疾病等について理解を促進する必要があります。

また、乳幼児健診や発達相談等は、疾病や障害の早期発見にもつながっています。発達障害のある児童に対しては、「発達障害者支援法」に基づく適切な運用を図る必要があります。医療機関と連携を図り、障害の早期発見に努め早期治療や早期療養につなげていくことが求められています。

【施策の方向】

(1) 障害原因の予防

- 1) 生活習慣病予防や合併症の発症を予防するため、生活習慣の改善による健康の増進、医療連携の推進、健康診査・保健指導の徹底に努めます。
- 2) 障害発生の原因となる疾病について妊産婦健診等の機会に普及・啓発し、理解促進を行います。

(2) 障害の早期発見・早期療育

- 1) 医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査や、各種乳幼児健診、発達相談等により、疾病や障害の早期発見・早期療養に努めます。
- 2) 障害児が、身近な場所で必要な医療が受けられるように、情報提供を行います。
- 3) 「発達障害者支援法」に基づき、発達障害の早期発見、就学前の発達支援や学校教育における発達支援、就労等について、保護者の理解を得ながら、発達障害者支援センターなどの保健・医療・福祉・教育・労働に関する関係機関の連携のみに進めます。

2. 保育・教育、就労支援の充実

【現状と課題】

本町では、障害児保育・教育の充実のため、関係機関と連携し、発達障害児の権利擁護のための研修など、障害児を受け入れるための体制づくりや、個々の実態に即した就学指導を実施してきました。

しかし、保育士の確保や関係機関との連携については課題が残っています。

アンケート調査では、保育・教育に関する要望について、「専門知識を持った教職員の増員」という回答が60.0%と高く、障害に関する理解の向上やノーマライゼーション[※]の推進を求める声も多くあがっており、関係者全体への障害に対する理解促進が必要となっています。

同時に、不安や悩みに関しては、将来の生活や経済面での不安を抱えているという回答が多くなっています。学校等と情報交換を行いながら、在学中から進学相談、就労相談を行う必要があります。

【施策の方向】

(1) 特別支援教育の実施 [重点施策]

- 1) 障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、町立の小中学校における支援教室の設置や関係機関等との連携により、適切な教育的支援を行います。
- 2) 障害児に関わる療育・教育相談や就学指導等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成・配布し、周知に努めます。
- 3) 教職員に対する研修等を充実し、障害児に関わる全ての教職員が、専門的な知識を身につけ、障害種別の多様化や質的な複雑化に適切に対応できる体制の充実を図ります。
- 4) 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流学习や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

(2) 学童保育の充実

- 1) 地域の学童保育所において、障害児の受け入れができるように、専門員を確保・加配し、受入れ体制の強化に努めます。

(3) 進路相談・就労支援

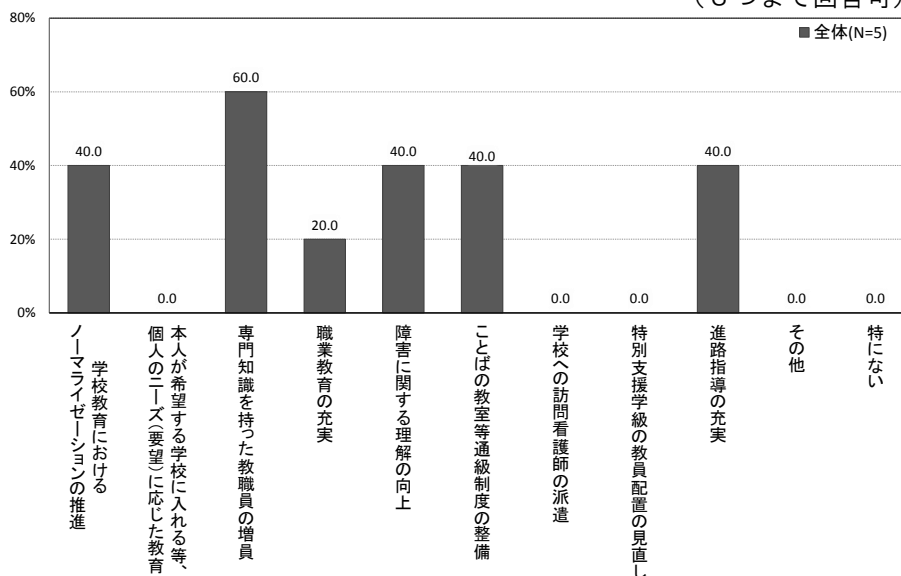
- 1) 就労を希望する障害児が円滑に働けるように、進路相談により生徒の就職希望の把握を行い、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら進学・就労支援を推進します。

(4) 学校施設・設備の整備

- 1) 障害のある児童生徒が地域の学校に通学しやすいように、学校施設・設備の改善を図ります。

■ 保育・教育に関する要望（障害児）

（3つまで回答可）



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

3. 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本町では、障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士による町発達（療育）相談「こあらサークル」と連携しながら相談事業を実施しています。

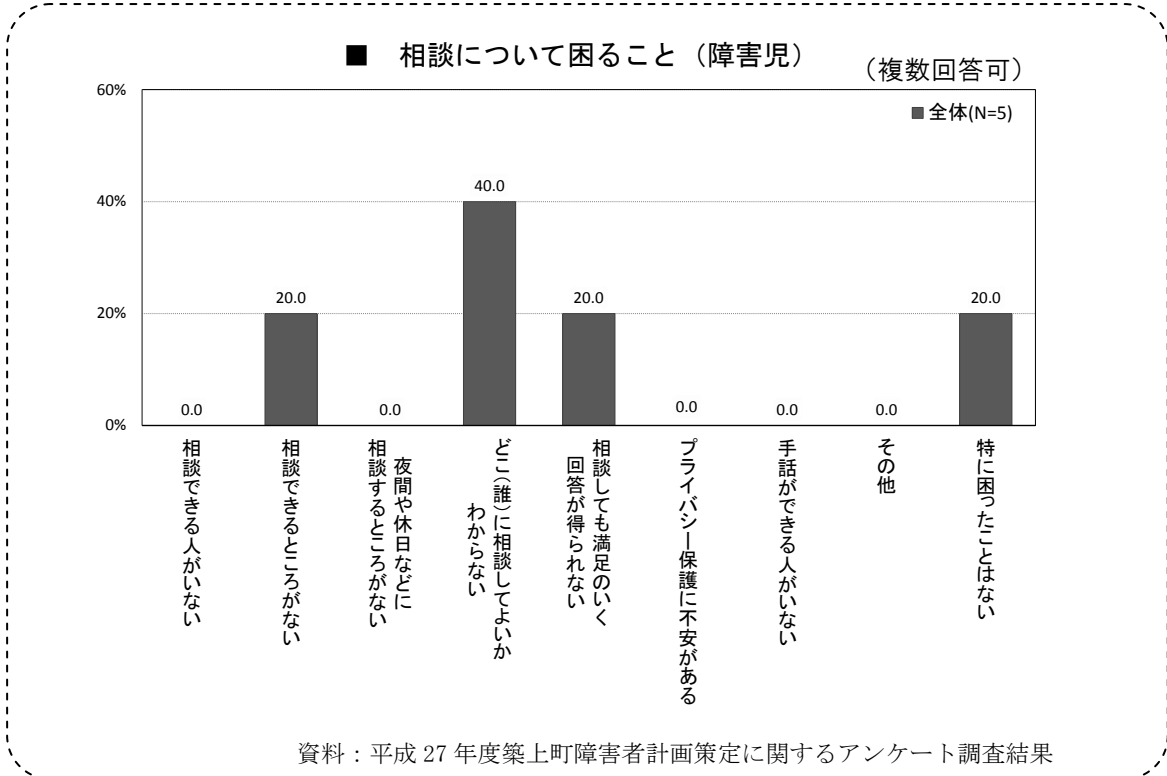
アンケート調査では、相談について困ることでは、「どこ（誰）に相談してよいかわからない」（40.0%）、「相談できるところがない」（20.0%）、「相談しても満足のいく回答が得られない」（20.0%）という回答が多くなっています。

相談窓口の周知に努め、支援者の専門性を高めることが求められます。

【施策の方向】

（1）相談支援の体制づくり〔重点施策〕

- 1) 障害児の保護者に対し、必要な時に適切な相談対応ができる体制づくりに努めます。
- 2) 「広報ちくじょう」などにより相談先の周知に努め、支援者においては研修制度を充実させるなど専門性の向上を推進します。
- 3) 医療・教育・行政等の障害児に関わる関係機関との情報の共有化や連携を図りながら地域全体で、障害児を見守る体制を構築します。



第4章 就労 ～生きがいを持って働けるまち～

1. 一般就労の促進

【現状と課題】

国では、障害者雇用促進法の施行により、障害のある人も、その能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活ができるように雇用対策を総合的に推進してきました。

平成 27 年4月より、障害雇用納付金制度[※]の対象事業主が拡大され常用労働者数100人を超える事業主となったことや、社会的責任の意識の高まりから、障害者雇用に対する企業の理解は進みつつあります。

しかし、ハローワークの行橋管内では、法定雇用が必要な企業が少なく、製造過程の複雑化などにより、知的障害者等が作業に関わるのが難しい状況です。

アンケート調査では、就業状況について、「働いている」と回答したのは全体の18.3%となっており、勤務形態は障害の種別によって異なります。

今後は、障害の特性にあった雇用の開発や企業の理解促進、職場の環境改善に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

(1) 企業への啓発・理解促進 [重点施策]

- 1) 企業などへ「障害者雇用促進法」等に関する情報の発信や、障害への理解を深めるための広報・啓発を推進していきます。
- 2) 関係機関とも連携し、障害の特性に応じた雇用の開発を検討します。

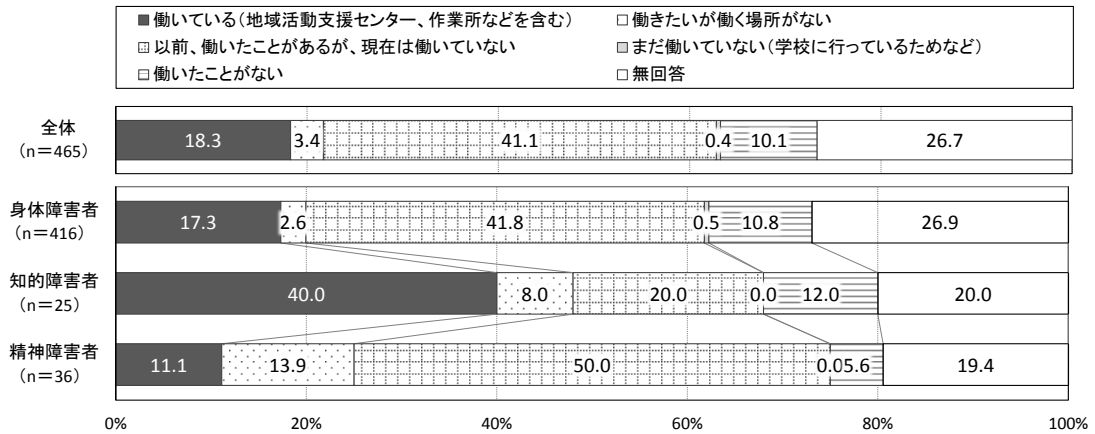
(2) 就労・生活支援機関との連携

- 1) 一般就労及び職場定着の促進を図るため、ハローワークや障害者職業センター[※]など関係機関との連携を図ります。

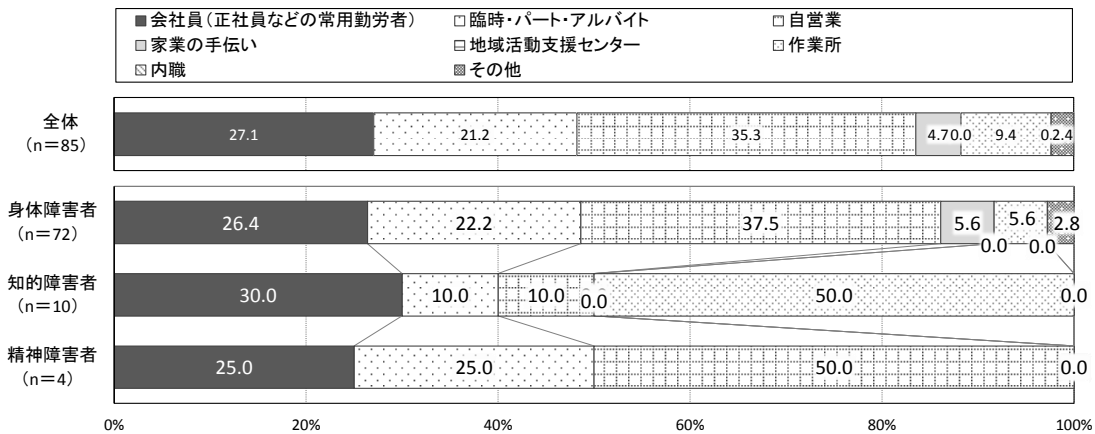
(3) 築上町における雇用の促進

- 1) 築上町が運営する施設などでの障害者の雇用に推進します。

■ 現在の就業状況



■ 勤務形態



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

2. 福祉的就労の充実

【現状と課題】

障害者の中には働く意欲があっても、年齢や障害の程度・特性などのために一般就労が難しい方もいます。

障害者の一般就労を支援していくとともに、一般就労が困難な場合でも生きがいをもって働くことができるよう、福祉的な就労の場を確保することが必要です。

本町では、就労継続支援のA型^{*}・B型^{*}ともに平成25年から利用人数は増加しています。今後も利用希望者の増加が予測されるため、サービスの充実が求められています。

また、就労移行支援^{*}は、利用人数が減少しています。一般就労への移行促進に伴い、利用が増加すると見込まれるため、適切にサービスを提供し、一般就労へとつないでいく必要があります。

さらに、経済的な自立を促進するためにも、就労継続支援事業所等で働く障害者には、工賃の水準向上が求められています。

【施策の方向】

(1) 就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進〔重点施策〕

- 1) 一般就労実現のため、就労移行支援事業と就労継続支援事業（A型・B型）の利用を促進します。
- 2) 就労を希望する障害者を就労移行支援事業へ適切につなぐために、相談支援事業所と連携を図り、出前相談等の実施により相談しやすい環境を整備します。

(2) 工賃向上の支援

- 1) 障害者就労施設が製作する「まごころ製品^{*}」の開発や紹介、販売場所の確保、製品展示等の支援等に努めます。
- 2) 障害者優先調達推進法^{*}に基づき、地方公共団体等の公的機関において、障害者就労施設等からの「まごころ製品」の積極的な調達を推進します。

3. 就労支援の充実

【現状と課題】

働くことを望んでいる障害者が、継続して働き続けるためには、就労に必要な知識・技術を身につけることや、日常生活から就労に関する悩みを気軽に相談できる体制を充実させることが必要です。

また、障害者の就労を支援したり、働きやすい環境づくりを進めるためには、学校、企業、行政など関係機関が連携・協力を進めていくことが大切です。

アンケート調査から、仕事で悩んでいることについて、「職場でのコミュニケーションや人間関係」、「収入に関すること」、「相談できる人がいない」など様々な悩みを抱えていることがわかります。

就職前から就職後まできめ細かなサポートを行い、障害者の就職に対する相談に適切に応じることで、不安や悩みを和らげることが必要です。

【施策の方向】

(1) 就労に関する相談体制の充実

- 1) 障害者職業・生活相談センター^{*}の機能の充実や利用の促進を図り、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。
- 2) 職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用により、障害者の職場への適応と職場定着を支援します。

(2) 職業能力の習得支援

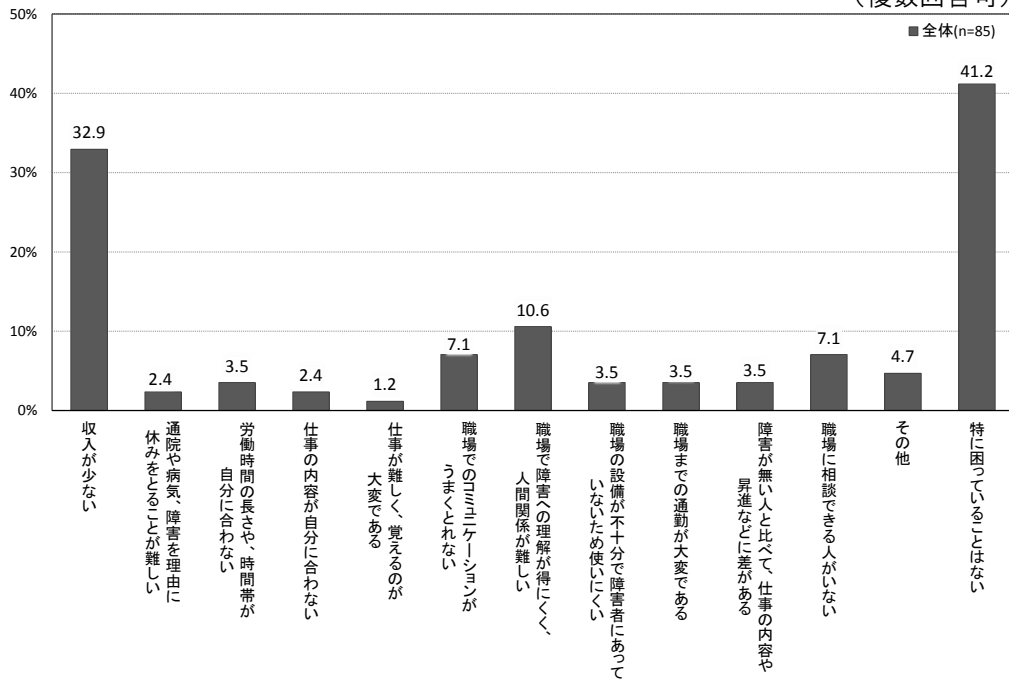
- 1) 障害者職業センターや障害者能力開発校^{*}において行われている、専門的な職業リハビリテーションや障害者の特性に応じた職業訓練への支援に努めます。

(3) 関係機関等との連携

- 1) 企業や学校、医療機関、その他関係機関との連携を強化し、障害者雇用施策を一体的に推進し、就労の実現を図ります。

■ 仕事上の悩み・困りごと

(複数回答可)



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果



第5章 住宅の確保・バリアフリー化

～暮らしに安全・安心のまち～

1. 住みやすい住環境の整備

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立し、快適な生活を送るためには、日常生活の拠点となる住みやすい住宅の確保が重要となります。

アンケート調査では、住まいに関して困っていることについて、「階段及び段差に苦勞する」(19.1%)、「浴室、トイレ等の設備が不便」(17.6%)の回答が高くなっています。段差の解消や使いやすい設備など、障害者に配慮された住宅の整備・改修が必要です。

また、本町では、共同生活援助（グループホーム）等、居宅系サービスを活用し、障害者の自立した生活を支援してきましたが、今後も利用が増加することが見込まれるため、施設の充実を図る必要があります。

さらに、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人のために居宅系サービスの利用を推進し、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう事業の周知に努めます。

また、町には公営住宅が858戸（平成27年12月現在）ありますが、障害のある人や高齢者も利用しやすいように、手すりの設置や段差の解消などの整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

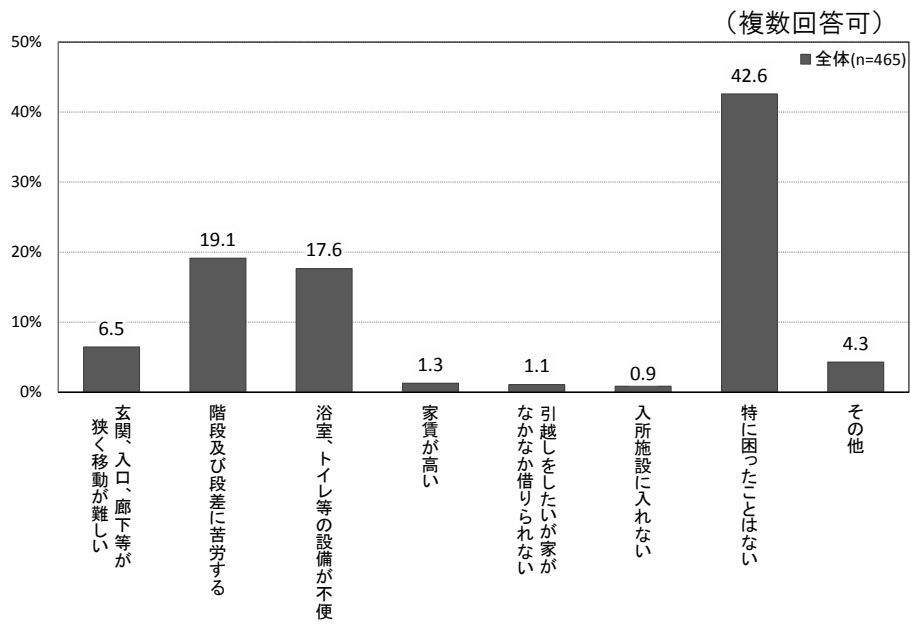
（1）住宅改修支援の促進

- 1) 住宅のバリアフリー化を進めるため、日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）における住宅改修費の助成を推進します。

（2）住宅の確保

- 1) 地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行うグループホームにおいて、ニーズにも応じることができるように、新規設置を推進し充実を図ります。
- 2) 居宅系サービスについて周知を図り、一人ひとりの生活状況や希望に沿えるように必要に応じて福祉サービス事業所と協力し、希望する形で自立した生活が送れるよう支援します。
- 3) 町営住宅について、障害のある人が安心して生活できるよう建替や改良を促進していきます。

■ 住まいについて困っていること



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

2. 交通手段・移動手段の確保、安全な交通環境の整備

【現状と課題】

障害者の社会参加を進めていく上で、不特定多数の町民が利用する公共交通機関、道路等は障害者が不便を感じることなく、容易に利用できるように整備されていることが必要です。

アンケート調査では、出かけるときの主な交通手段としては、「自家用車(自分・家族)」が36.9%と最も高く、公共交通機関(「JR・電車」、「バス」)よりも「徒歩」で移動している割合が高くなっています。

また、外出に関して不便や困難を感じることについては、「気軽に利用できる移送手段が少ない」(26.1%)、「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」(17.4%)との回答が多くなっています。

障害者用の駐車場の確保や公共交通機関の利便性の向上、バリアフリー化が求められています。

【施策の方向】

(1) 障害者用駐車場の確保

- 1) 福岡県では、障害者や高齢者など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、商業施設や公共施設等を安心して利用できるように「ふくおか・まごころ駐車場」の設置を推進しています。本町でも、周知に努め、設置を促進します。

(2) 公共交通機関等のバリアフリー化の促進 [重点施策]

- 1) 公共交通機関の駅等や車内において、段差の解消や障害特性に配慮した案内表示の普及や情報提供の促進に努めます。

(3) 移動支援事業の周知

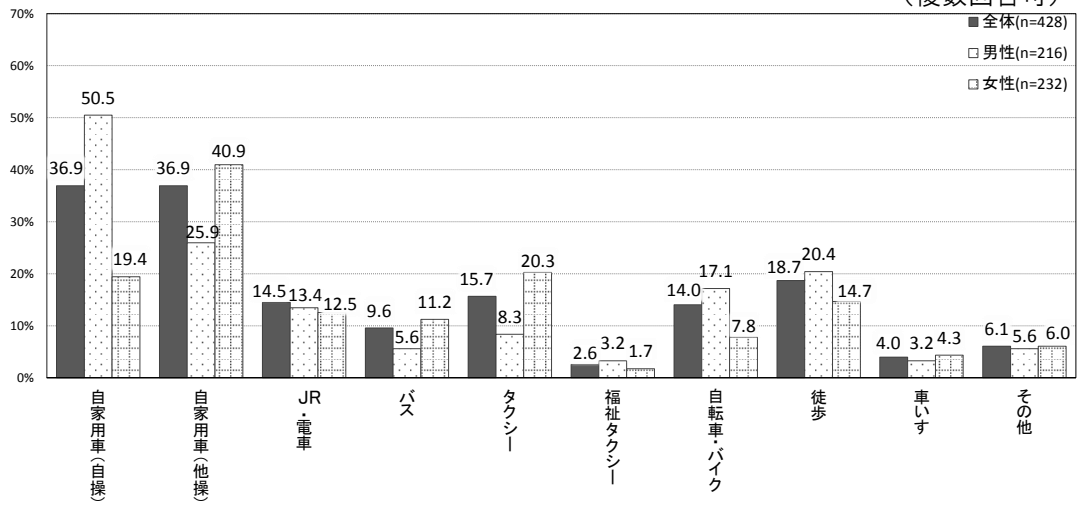
- 1) 外出や余暇活動など、多様な外出に対応できる移動支援事業について、サービス提供体制を維持し、サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供に努めます。

(4) 道路環境の整備

- 1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)」に基づき、通勤・通学、買い物等で利用される主要な道路の歩道の確保、歩道幅員の確保など、優先順位を決めてバリアフリー化を推進します。

■ 外出時の主な交通手段

(複数回答可)



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果



3. 公共建築物等のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

本町では、様々な公共施設でバリアフリー化が進められていますが、アンケート調査からは建物の段差や障害者に配慮した設備が求められており、さらなる充実が求められています。

また、公民館等の小規模な施設ではバリアフリー化されていないところもあり、障害者の利用に支障のないきめ細かい整備が必要です。

さらに、本町の公的公共施設のバリアフリー化の状況を図で示した福祉マップの作成が求められています。

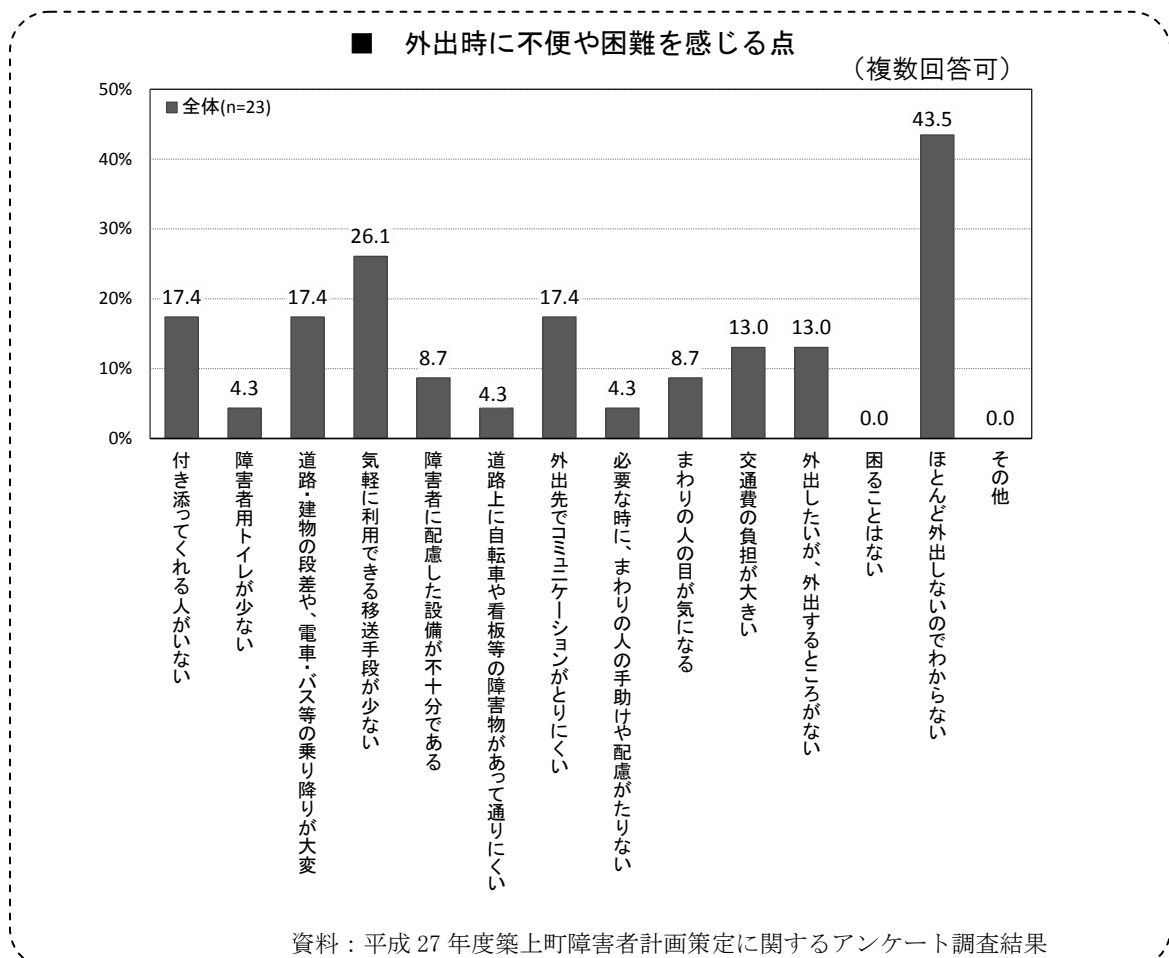
【施策の方向】

(1) 公共施設等のバリアフリー化〔重点施策〕

- 1) 公民館や役場等において、バリアフリー化されていない箇所については、障害者利用を考慮したバリアフリー化を検討します。

(2) 福祉マップの作成

- 1) 本町の公共施設、公園等の位置とバリアフリー化の状況を示した福祉マップの作成を検討し、施設等の利便性の向上に活用します。



第6章 文化・スポーツ活動等 ～人生を豊かにするまち～

1. 地域・社会活動の参加促進

【現状と課題】

住み慣れた地域で快適に生活していくためには、普段から地域住民との交流をもつことが重要となります。

アンケート調査では、外出に関して、「ほとんど外出しない」と回答している人が40%を超えており、地域の人とのつきあいについては、全体では「会ったときはあいさつをする」が74.0%と最も高く、次いで「世間話をする」(41.3%)、「自治会等の地域活動をする」(25.4%)と続いています。障害種別では、地域活動への参加は、知的障害者や精神障害者で低くなっている状況です。地域の人とのつながりが疎遠になり、社会活動への参加が困難な状況がうかがえます。

地域住民の障害への理解を深めるとともに、交流の場を設け、様々な社会活動を通じた参加の促進が求められています。

【施策の方向】

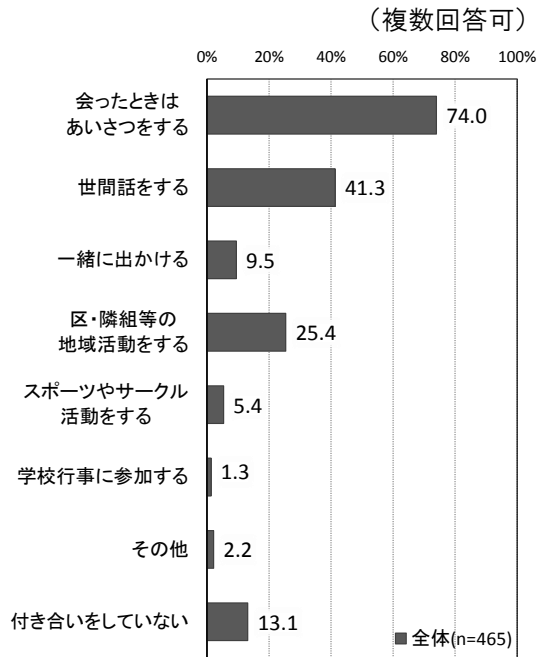
(1) 交流の場や機会の拡大・充実

- 1) 公民館や集会所等の社会資源を活用し、利用しやすい環境整備を図り、地域住民等との交流の場を創出します。
- 2) 県や地域で開催される福祉イベント等の広報を行い、周知に努めます。
- 3) 障害のある人の就労の場や、地域の行事等様々なイベントの機会を活用しながら、障害のある人とない人との交流の機会を図ります。

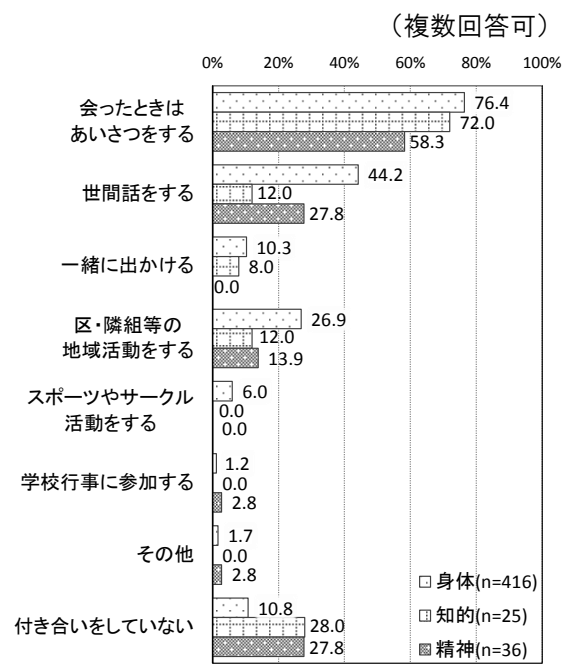
(2) 行政機関・障害者団体・ボランティア等の連携・活動促進

- 1) 障害のある人とない人との活動の場における行政機関・障害者団体・ボランティアの連携を強化し、支援者のネットワーク化を図ります。
- 2) 障害者が自主的に参加できるよう「ガイドヘルパー^{*}」の利用や「移動支援」等、条件整備を進め、支援・協力を努めます。

■ 地域の人とのつきあい（全体）



■ 地域の人とのつきあい（障害種別）



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果

2. 文化・スポーツ活動等の促進

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、充実した日常生活を送るためには、生きがいをもって生活することが大切です。スポーツは、障害のある人にとって体力の維持・強化だけでなく、機能訓練や機能回復の面でも効果があります。また、文化活動は、自立や社会参加を促進し、健康で豊かな生活を促進します。

町では、「椎田コミュニティ倶楽部」において、障害者を対象としたピンポンバレー体験やイベント等を通して障害者に向けたスポーツ活動等に取り組んできました。

しかし、アンケート調査では、希望する余暇活動として「旅行」(20.4%)、「買い物」(19.1%)、「趣味などのサークル活動・生涯活動」(14.6%)への参加意向が高くなっており、「スポーツ」(7.5%)、「レクリエーション」(7.3%)への参加意向は低い状況です。

障害者が就労以外の場所でも積極的に社会参加できる環境を整えるとともに、気軽に参加できるような仕組みづくりが求められています。

【施策の方向】

(1) 文化活動の振興 [重点施策]

- 1) 障害者が、文化や芸術に接する機会を広げるとともに、文化作品の展示や、ホールなどで活動の成果を発表することができる方策について検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 [重点施策]

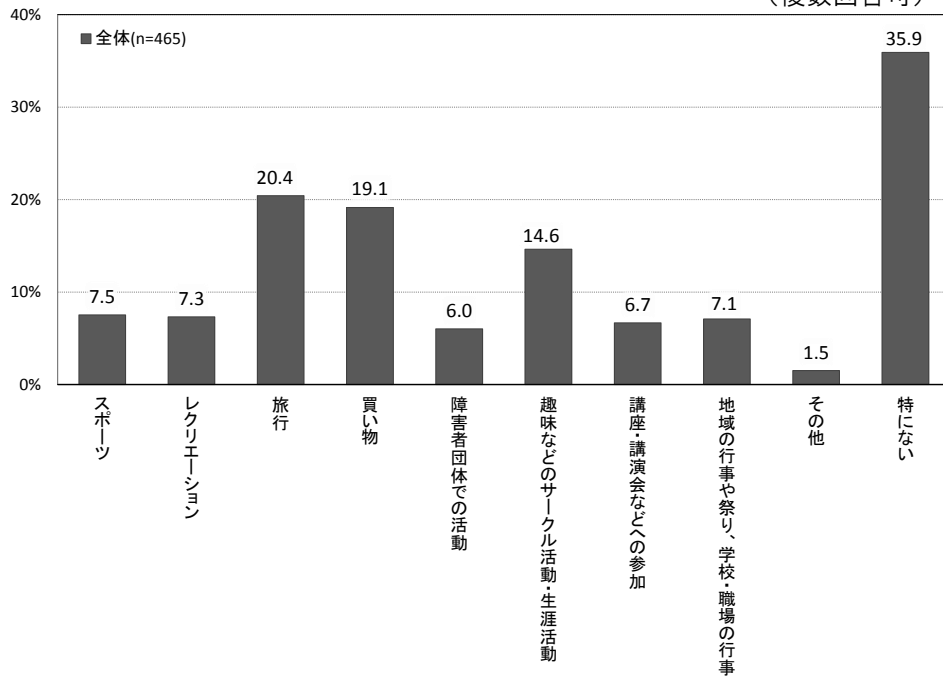
- 1) 障害の種別や程度に応じたスポーツ参加の方策について検討します。
- 2) ボランティアや関係団体等との連携により、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、既存の施設を活用し、活動の場の提供に努めます。

(3) 町主催行事等の企画への参加促進

- 1) 町が主催する文化・スポーツ・レクリエーション関連行事等の企画運営に関しては、関係団体から意見を聴取し、必要に応じて協力を得ることで、障害の有無に関わらず全ての人が行事を楽しめる環境の整備に努めます。

■ 希望する余暇活動

(複数回答可)



資料：平成 27 年度築上町障害者計画策定に関するアンケート調査結果



第7章 防災・防犯 ～災害等に安全なまち～

1. 防災対策の推進

【現状と課題】

本町は、台風や集中豪雨、地震等の災害が発生した場合、海岸線や河川堤防の決壊、土砂崩れ等の被害を受けやすいと予測されますが、比較的少雨で地震等の災害の少ない地域であることから、災害への油断と防災意識の希薄が懸念されます。

災害時には、障害のある方が自力で避難することが難しい場合があります。

本町では、ひとり暮らし高齢者や障害者等の情報の収集を民生委員・児童委員が行っています。また、「ハザードマップ※」や「洪水ハザードマップ」を作成し、災害時の避難場所や災害時の行動について明記し、災害対策を推進してきました。

しかし、アンケート調査では、町に充実してほしいことについて「年金や手当等の充実」(46.2%)に次いで、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(28.8%)が2番目に多くなっており、災害に対して不安を抱えている障害者や家族が多いことがわかります。

また、災害時に手助けをしてくれる人がいないと回答したのは、知的障害者、精神障害者に多く20～30%を占めています。

避難場所については「知らない」と回答した人は全体で35.3%みられます。

事前に、要援護者である障害者の把握に努め、避難場所や避難ルート等を想定し、障害者の特性に応じて要援護者を避難誘導する方策について検討する必要があります。

障害者へは避難場所の周知を努めるとともに、災害時にパニックにならないように、避難誘導體制について説明し、定期的に避難訓練を行うことが重要です。

【施策の方向】

(1) 要援護者の把握

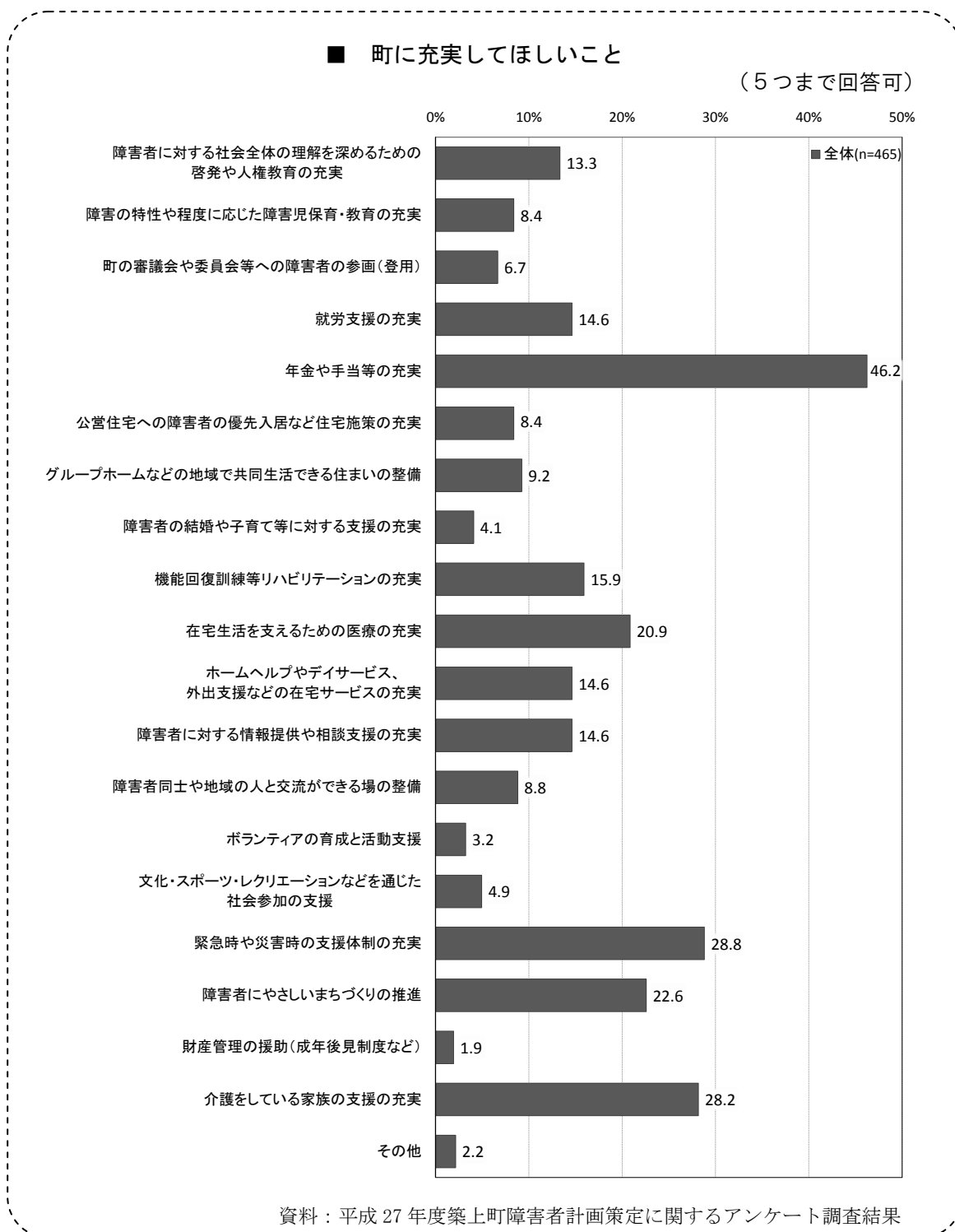
- 1) 要援護者が災害時に支援を受けることができるように、民生委員・児童委員と連携し、要援護者情報の把握を行います。

(2) 災害時の避難誘導體制の構築 [重点施策]

- 1) 災害が起きたときに、要援護者を誘導する方策について検討し、障害者や家族、住民へ周知を図ります。

(3) 防災対策の推進

- 1) 障害の種別に応じたパンフレットの作成や講習会・訓練等への参加を促進し、防災や防犯に対する知識の普及を図ります。
- 2) 地域住民が高齢者や障害のある人を把握し、日頃から防災点検や声かけを行うことを推進します。
- 3) 緊急通報システムや火災報知器、自動消火器など、防災に関わる日常生活用具について周知を図り、利用の促進に努めます。



2. 防犯対策の推進

【現状と課題】

障害者が訪問販売による詐欺や悪質商法に巻き込まれるケースが増加しています。障害者を犯罪等の被害から守るためには、地域社会の見守りや警察との連携が特に重要となります。

また、障害のある児童・生徒についても犯罪に巻き込まれるケースがみられることから、日常的な地域における見守りが必要とされます。

【施策の方向】

(1) 防犯対策の推進

- 1) 障害者の消費トラブルに関する情報を収集し、被害状況について把握・発信し、住民の理解を促進することで再発を防ぎます。
- 2) 地域住民が障害のある人や高齢者のみの世帯を把握し、犯罪に巻き込まれないように見守りを行うことを推進します。
- 3) 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政との連携により、犯罪の防止と早期発見に努めます。
- 4) 障害のある児童・生徒についても、屋外空間や公共の場で一人きりになって犯罪に巻き込まれることがないように、「お散歩防犯パトロール隊員」等のボランティアとの連携や、周囲の住民が見守るように推進します。



第 3 部 計画の推進体制

1. 計画の周知・啓発

本計画は、平成37年度を目標とした障害者施策に関する行政計画であり、計画を推進するうえでは、行政のみならず、障害のある人・地域住民・事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組むことが必要です。

このため、本計画及び障害者施策に関して情報を公開することが重要となります。

したがって、周知・啓発にあたり、町のホームページや広報誌等を活用し、障害者施策に関する情報の提供に努めます。

2. 連携・協力による計画の推進

本計画を推進するにあたって、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等幅広い分野に関係することから、本計画を実行性のあるものとするために、庁内関係課・係の横断的な連携のもとに施策の推進を図ります。

3. 進捗状況の点検・評価・見直し

本計画は、計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い着実な推進を図ります。

点検結果については、関係課に報告を行い、必要に応じて全庁的な審議・評価を行います。

また、最終年度（平成37年度）には、計画の進捗状況の把握・点検等を行い、新たな計画を策定します。

資料編

1. 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会 委員名簿

(敬省略)

氏名	役職	備考
尾形 由起子	福岡県立大学 看護学部教授	委員長
及川 泉	築上町社会福祉協議会	
中村 信雄	築上町自治会長	副委員長
中山 和子	築上町民生委員・児童委員	
井上 孝之助	築上町老人クラブ連合会	
深田 耕一	築上町身体障害者福祉会	
高辻 八千代	築上町手をつなぐ親の会	
荒巻 みほ	障害者福祉サービス事業所(相談支援事業所)	
畦津 多恵子	ボランティア団体連絡協議会	
平塚 晴夫	築上町福祉課長	

2. 計画策定の経緯

期日	内容
平成 27 年 8 月 10 日	第1回 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会
平成 27 年 9 月 10 日 ～平成 27 年 9 月 30 日	築上町障害者計画策定に関するアンケート調査実施
平成 27 年 10 月 13 日	町民団体等ヒアリングの実施 ・社会福祉協議会 ・見守りネットワーク協議会 ・ボランティア団体連絡協議会 ・築上町手をつなぐ親の会
平成 27 年 10 月 14 日	町民団体等ヒアリングの実施 ・築上町身体障害者福祉会 ・障害者相談支援事業所
平成 27 年 10 月 27 日	町民団体等ヒアリングの実施 ・ハローワーク行橋 障害者雇用担当
平成 27 年 11 月 20 日	第2回 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会
平成 28 年 1 月 12 日	第3回 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会
平成 28 年 2 月 5 日	第4回 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会
平成 28 年 2 月 22 日 ～平成 28 年 3 月 4 日	築上町障害者計画(素案)パブリックコメントの実施
平成 28 年 3 月 17 日	第5回 築上町地域福祉計画・築上町障害者計画策定委員会

3. 用語解説

掲載頁	用語	解説
3p	発達障害	<p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>【広汎性発達障害】：対人関係の障害、コミュニケーションの障害、こだわりの3つの特徴を持つ障害</p> <p>【注意欠陥多動性障害】：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動、多動性を特徴とする障害</p>
3p	高次脳機能障害	<p>大脳の前頭葉・頭頂葉・側頭葉・後頭葉が、脳血管障害や交通事故等の外傷性脳損傷等により、運動機能や感覚機能に障害が発生すること。</p>
3p	難病	<p>厚生労働省の難病対策要綱では、難病について『「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病』と定義されている。</p>
7p	年齢3区分別人口	<p>年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分に分けられる人口のこと。</p>
9p	補装具費の支給	<p>身体の障害を補い、日常生活を容易にするための補装具費の購入や修理にかかった費用の一部を町が支給する制度。</p>
9p	更生医療の給付	<p>身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。</p>
9p	日常生活用具の給付	<p>補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行う。</p>

掲載頁	用語	解説
11p	統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。それに伴い、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴を併せもっている。
16p	生活支援センター	障害者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。
18p	地域活動支援センター	地域の実情に応じ、障害者へ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を目的とした事業を実施する施設。
19p	エンパワメント	障害者の自己実現を目指し、障害のマイナス面に着目するのではなく、長所や強さ、本人が持つ力に着目して支援すること。
20p	バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮し、社会生活に参加するうえで、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除いた状態にすること。
20p	ジョブコーチ	障害のある人が職場に適応できるよう、障害者自身を援助し、事業主や職場の従業員に対して助言を行うとともに、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する者。地域障害者職業センターに配置される「配置型ジョブコーチ」、就職支援を行う社会福祉法人に雇用される「訪問型ジョブコーチ」障害者を雇用する企業に雇用される「企業在籍型ジョブコーチ」がある。
31p	成年後見制度	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの、判断能力が十分でない人が自立して生活できるよう、裁判所が選任した人（代理権などの権限が与えられた成年後見人）が、本人の不十分な判断能力を補って財産管理や身上監護を行い、本人を保護・支援する制度のこと。

掲載頁	用語	解説
33p	相談支援センター	在宅や地域で生活する障害のある方やその家族のための相談窓口。
33p	身体障害者相談員	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、地域の身体障害者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとる。
33p	知的障害者相談員	知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者またはその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う、県知事により委託された民間の協力者。
37p	二次障害	成人障害者、とくに脳性麻痺の人に見られる既存の障害（一次障害）の増悪や、新たに出現した障害のことで、しばしば動作能力の低下を伴う。
37p	難病ホットライン	難病に関する電話相談。
39p	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすること。
39p	要約筆記者	書語・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段である筆記を用いて通訳を行う者。
40p	妊婦高血圧症候群	妊婦の合併症で、浮腫（むくみ）、たんぱく尿、高血圧を主な症状とする症候群で、妊娠末期（8～10 か月）におこりやすい病気。
41p	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。
44p	障害雇用納付金制度	法定の障害者雇用率を達成していない事業主から徴収する納付金。納付金を財源として、障害者を多く雇用している企業に調整金・報奨金が支給される。
44p	障害者職業センター	障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する施設。

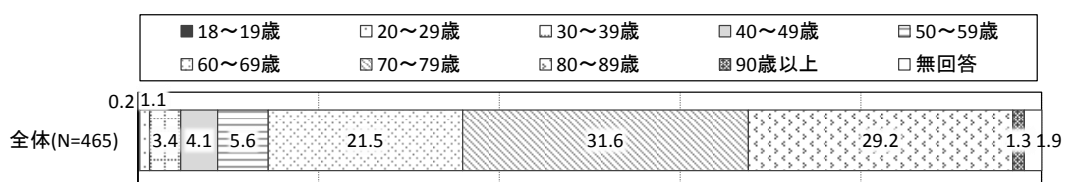
掲載頁	用語	解説
46p	就労継続支援 (A型・B型)	<p>【A型】：一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援。</p> <p>【B型】：一般企業等での雇用が困難な人、一定年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援。</p>
46p	就労移行支援	一般就労等を希望する人に対し、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正に合った職場への就労・定着を図る支援。
46p	まごころ製品	障害者施設で働く人の収入向上を図るため、福岡県では、障害者の人がつくる食品や縫製品、木工品、除草、印刷、クリーニングなどのサービスを「まごころ製品」と名付け、売上げの拡大に取り組んでいる。
46p	障害者優先調達推進法 (国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)	障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを定めた法律。
47p	障害者職業・生活相談センター	障害のある人の「働くこと」について、相談を受け、医療機関、福祉施設、ハローワークなどと連携しながら解決できるようにサポートする施設。
47p	障害者能力開発校	職業訓練と生活指導を通して、知的障害者が職業人として社会参加できるようにすることを目的とした施設。
54p	ガイドヘルパー	全身障害者や視覚障害者など、屋外での移動が困難な人を支援する者。
58p	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

4. 障害者計画策定のためのアンケート調査要約

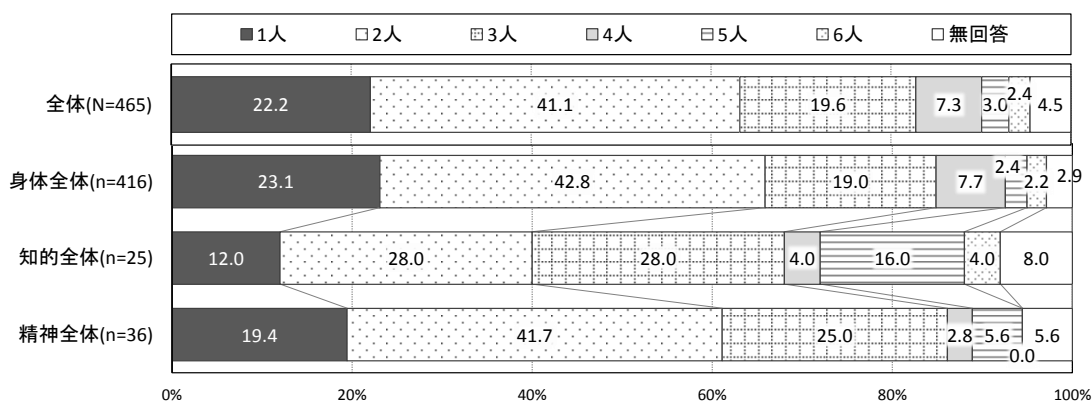
- 調査実施期間：平成27年9月10日～9月30日
- 調査対象者：平成27年8月末現在、築上町内に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で18歳以上の障害者と、18歳未満の障害児
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 配布数及び回収状況等：【配布数】障害者839件、障害児11件、計850件
 【回収状況】障害者55.4%、障害児45.5%、計55.3%

1. 障害者（18歳以上）

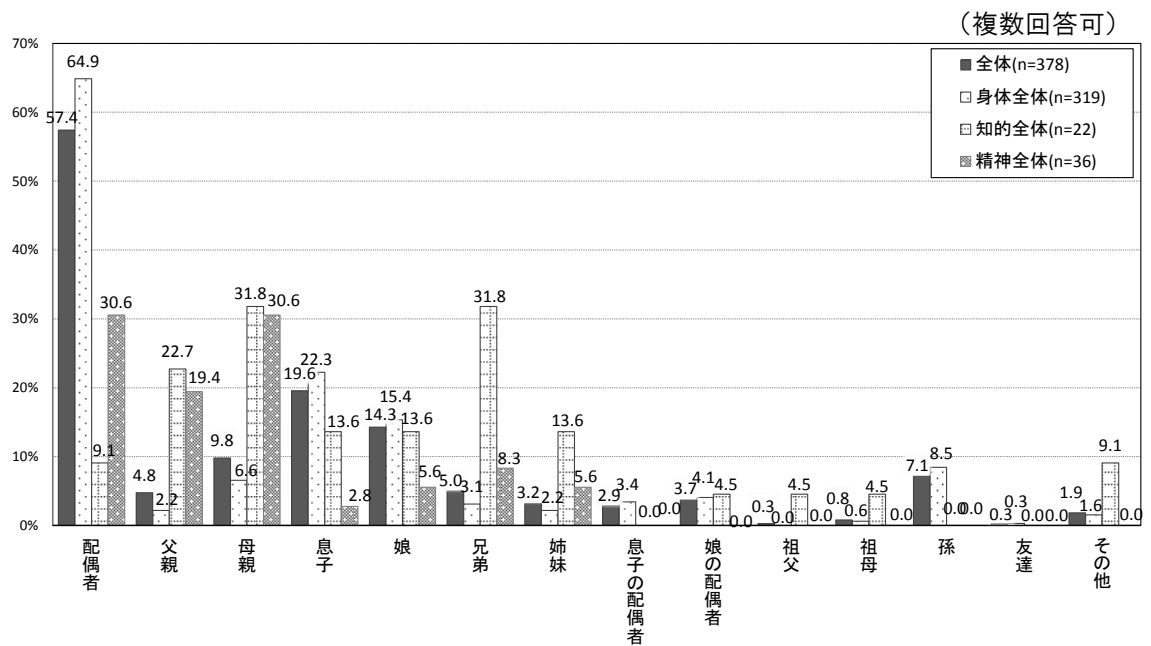
1 年齢



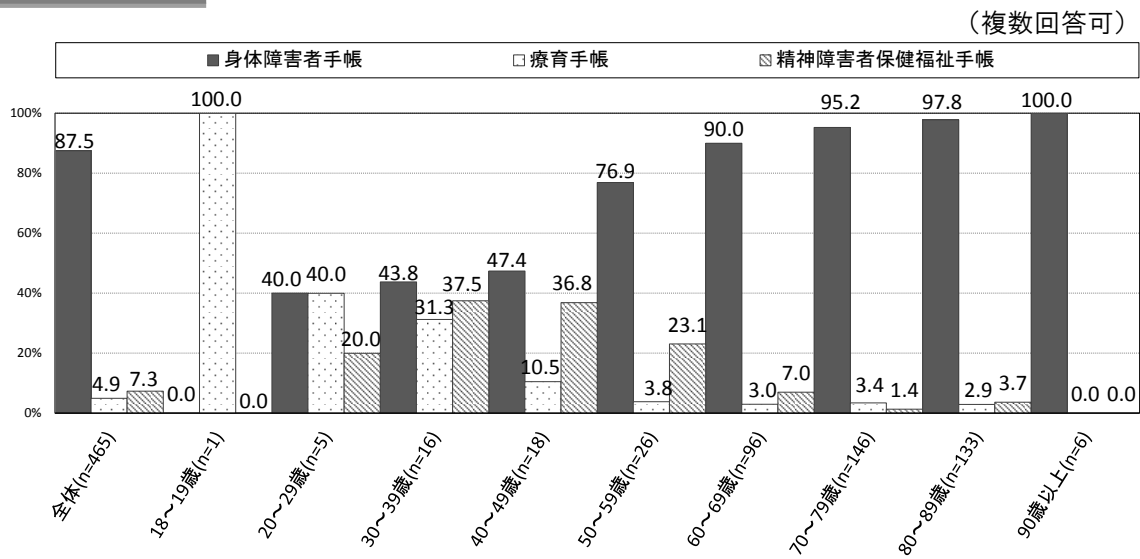
2 家族の人数



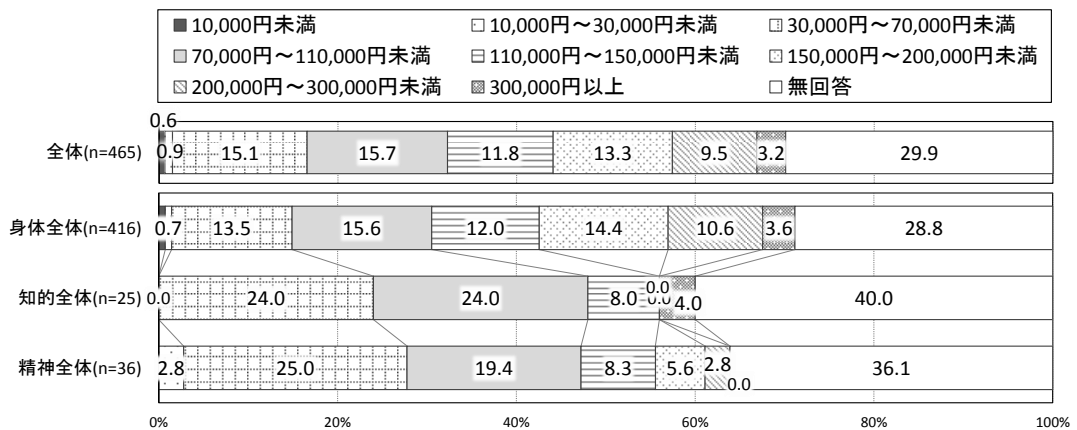
3 家族の構成員



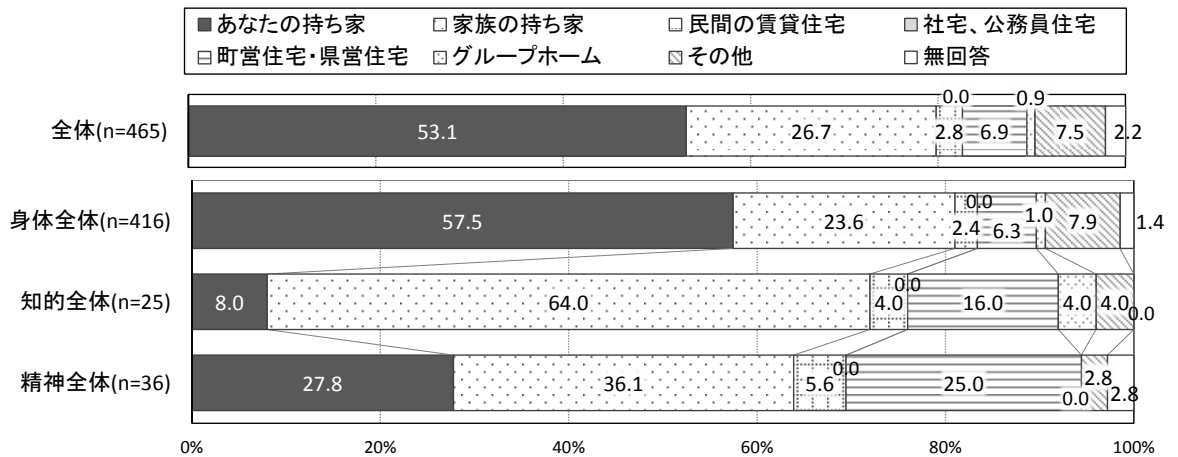
4 手帳の種類



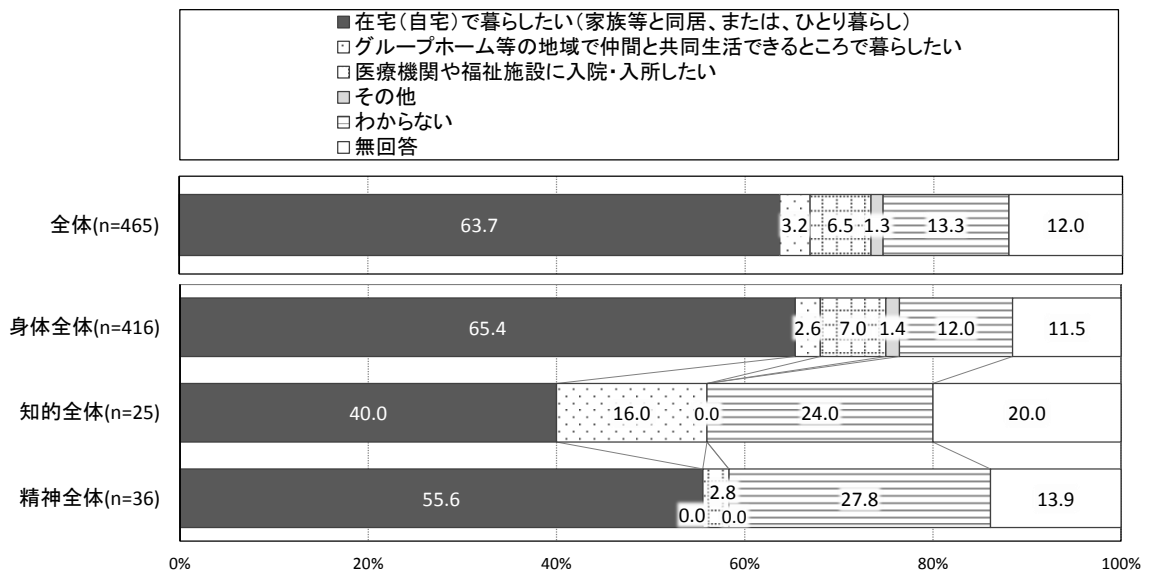
5 1か月の収入の合計



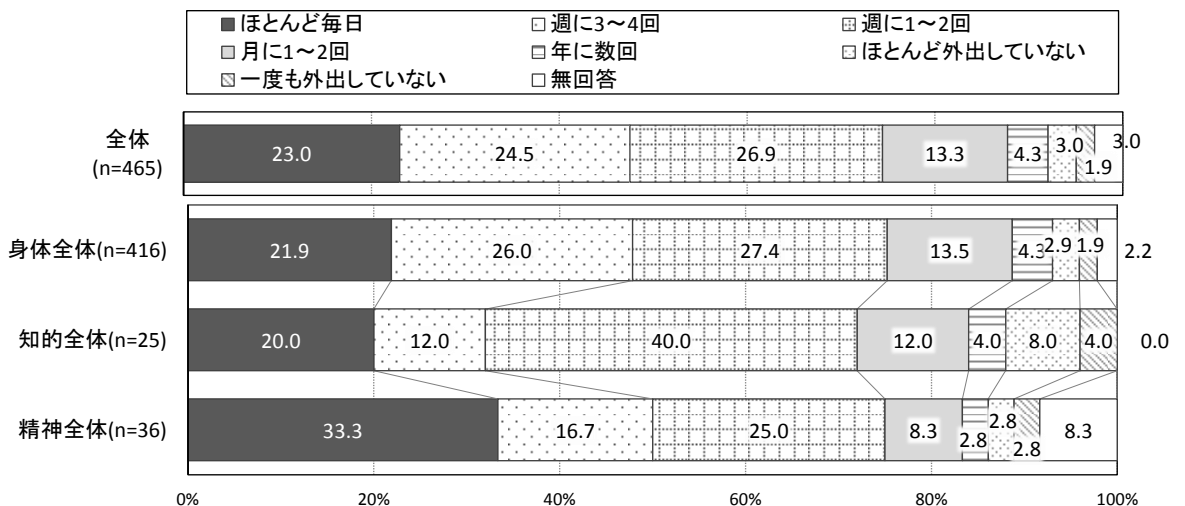
6 現在暮らしている住まい



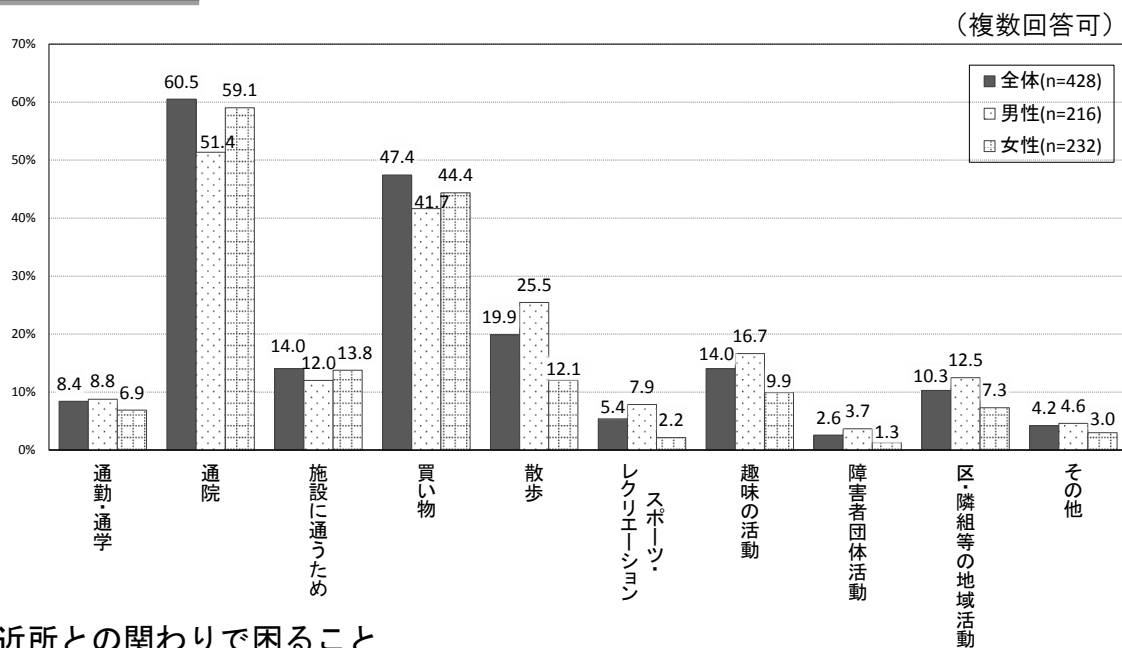
7 今後の暮らし方の希望



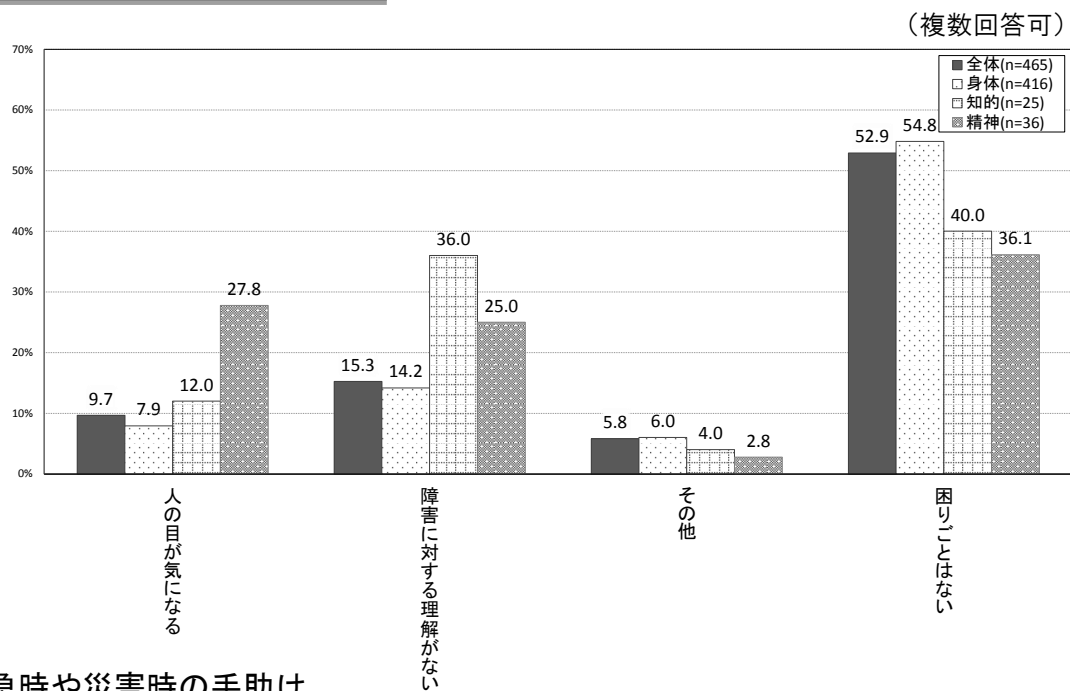
8 過去1年間の外出頻度



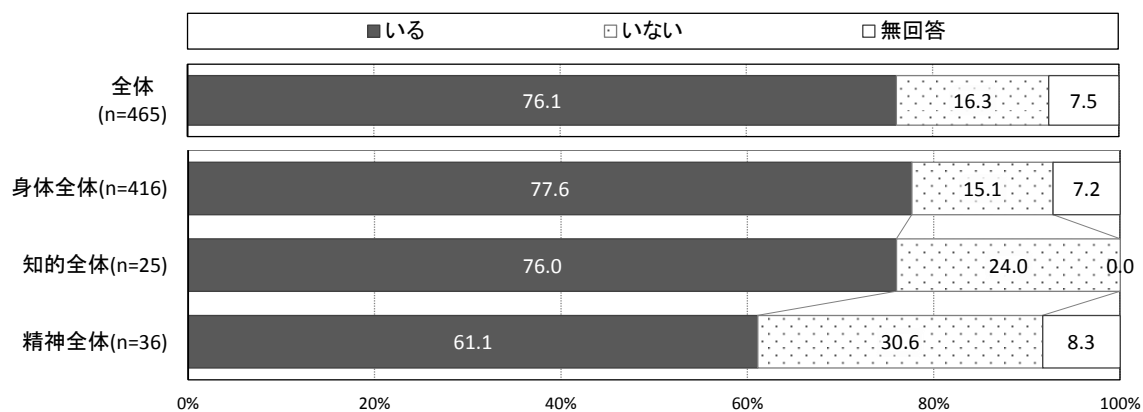
9 外出の目的



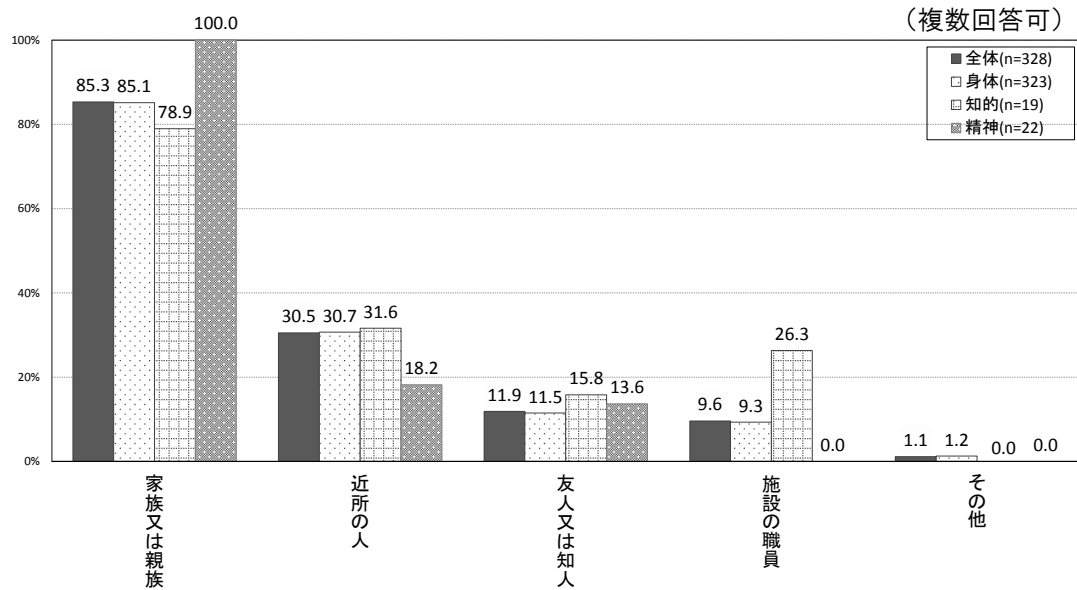
10 近所との関わりで困ること



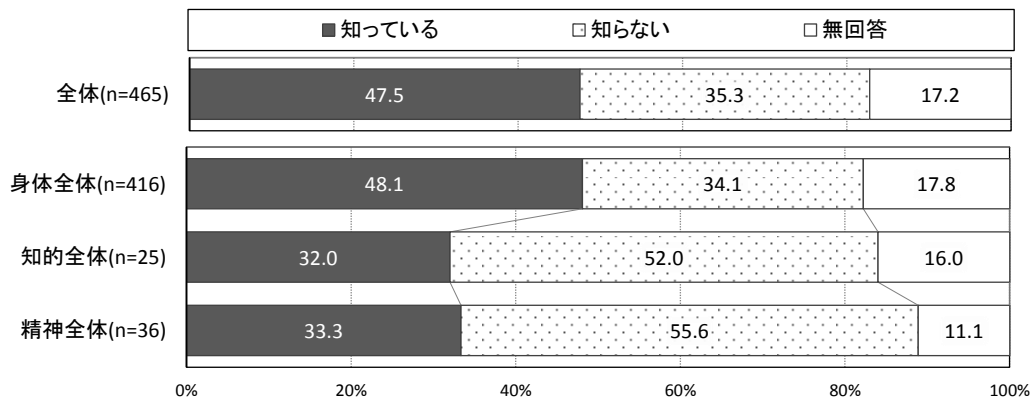
11 緊急時や災害時の手助け



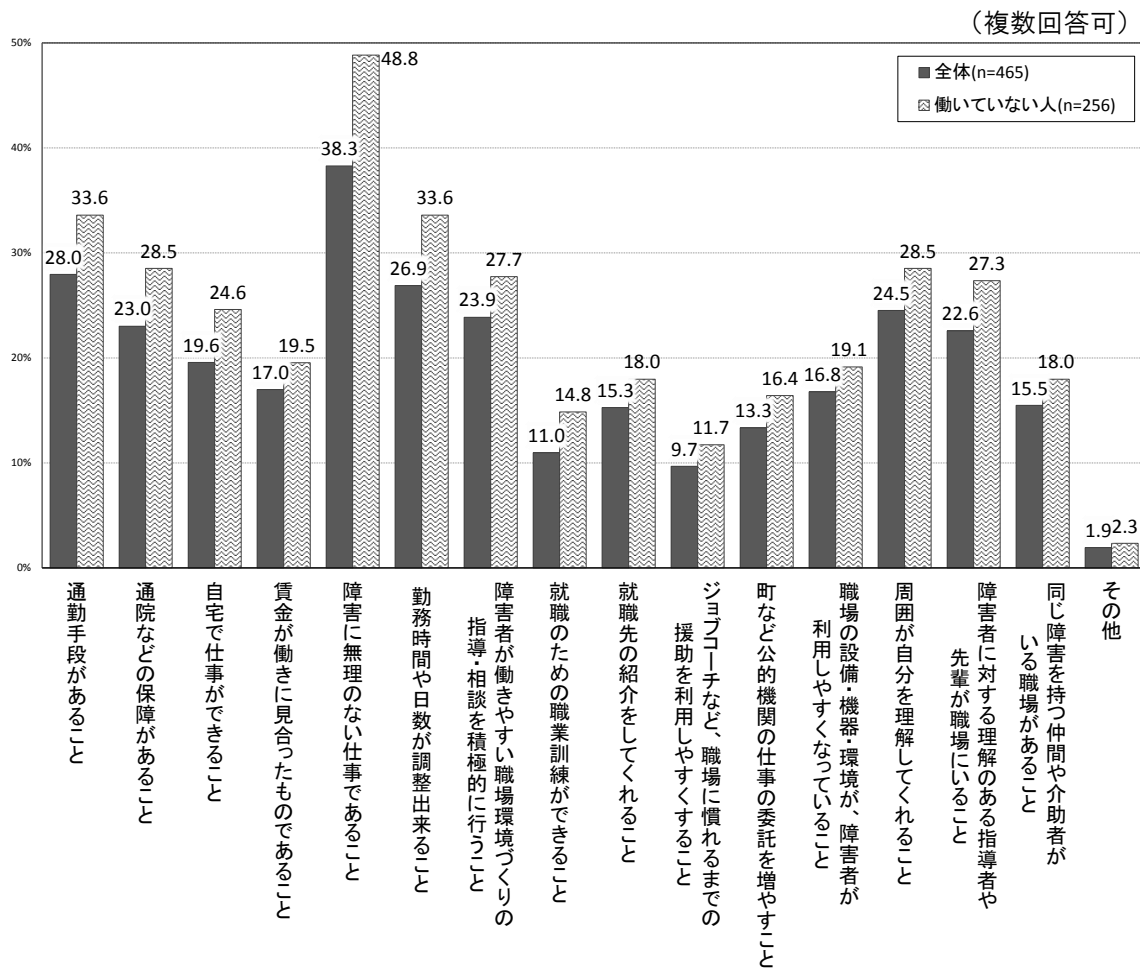
12 緊急時や災害時に手助けしてくれる人



13 指定の避難場所の認知

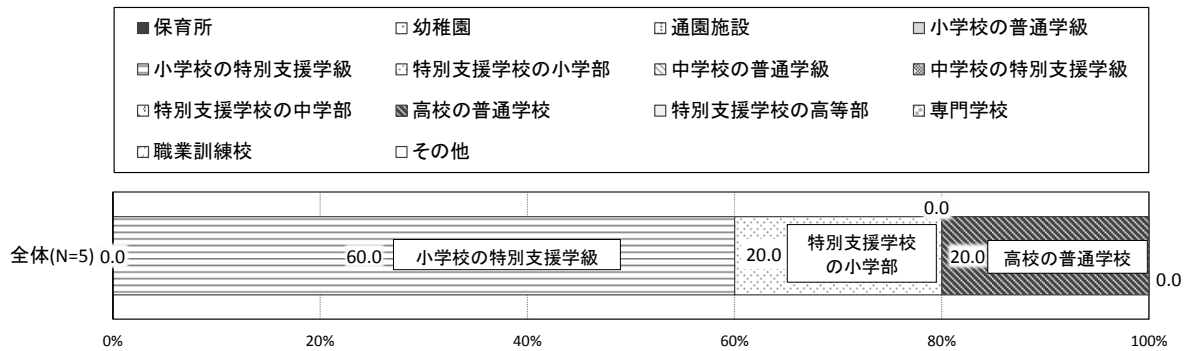


14 障害者が働きやすくするために必要な支援

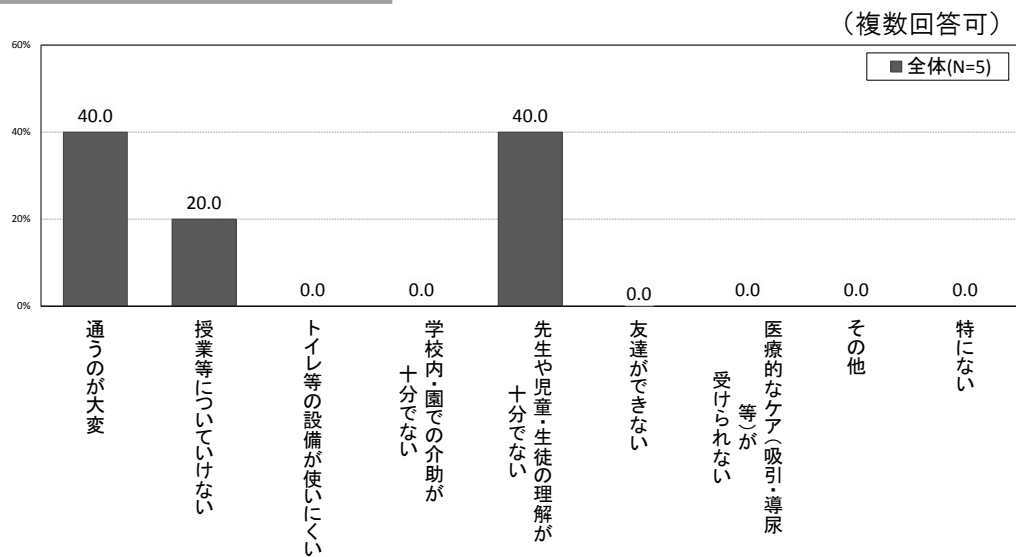


2. 障害児（18歳未満）

1 通園・通学先

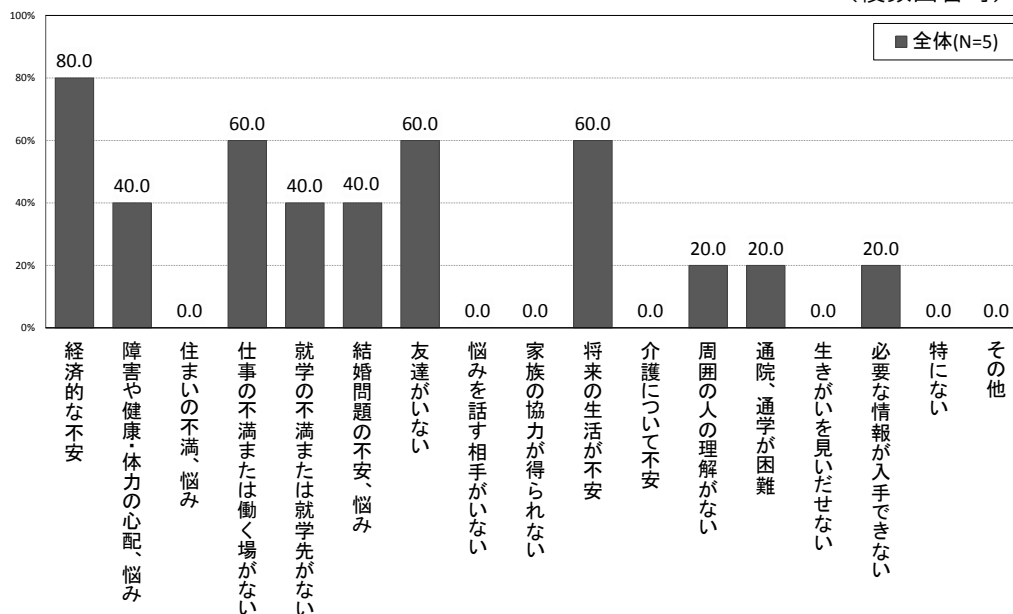


2 通園・通学で困っていること

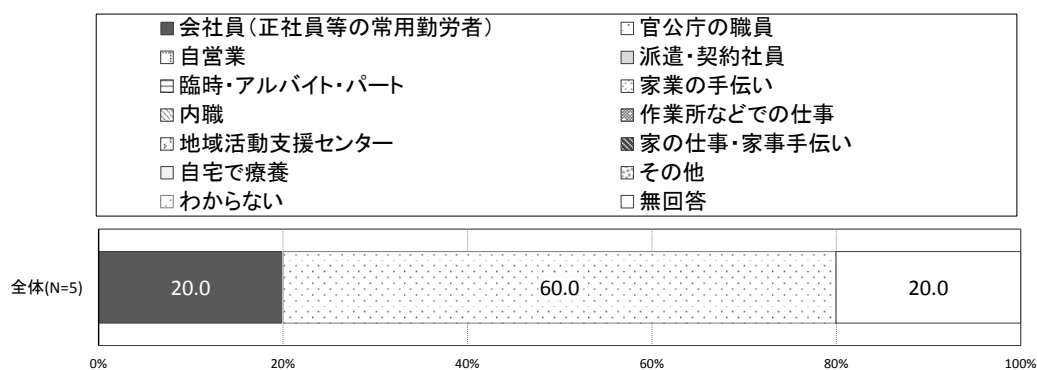


3 将来に対する不安や悩み

(複数回答可)

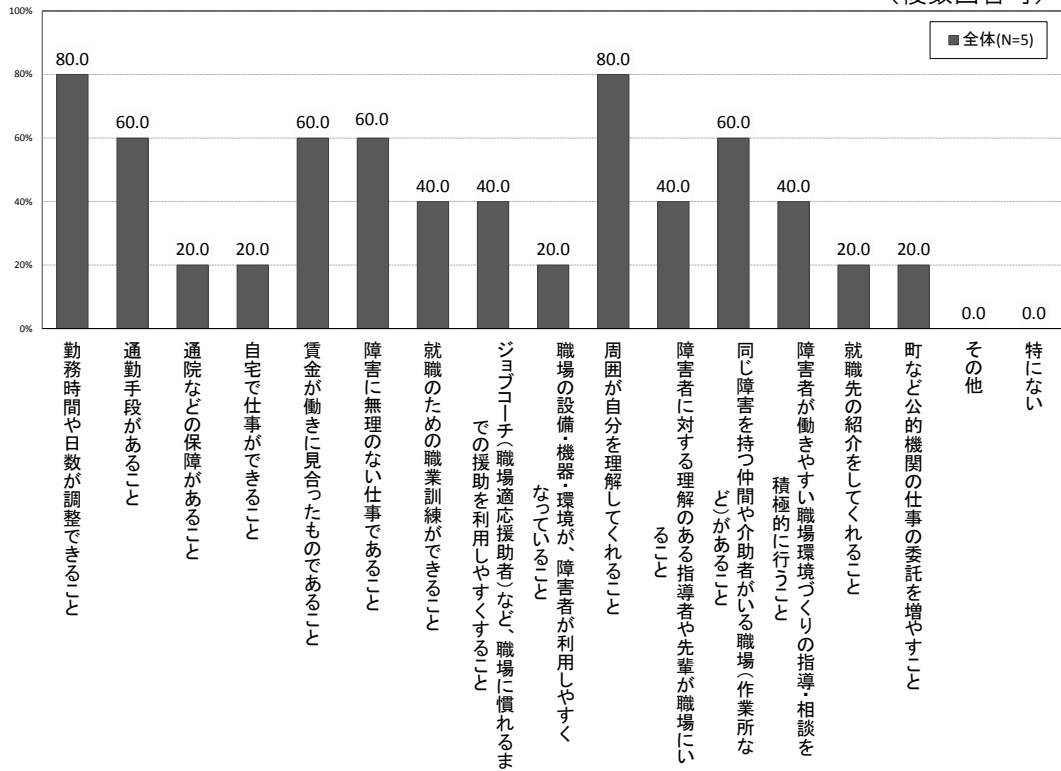


4 将来の進路についての希望



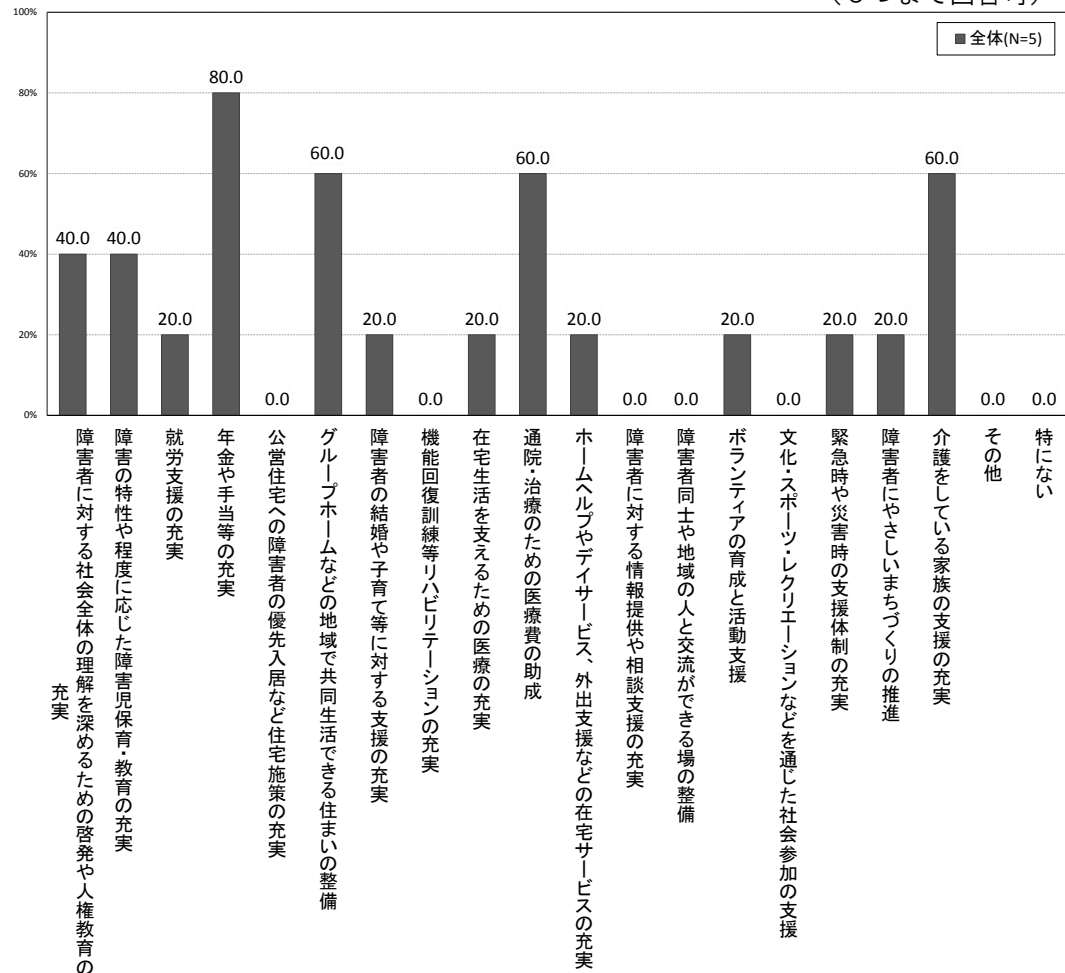
5 働きやすくするために必要な支援やサービス

(複数回答可)



6 築上町に充実してほしいと思うこと

(5つまで回答可)



築上町障害者計画

平成 28 年 3 月

編集・発行 福岡県築上町 福祉課 社会福祉係
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
TEL : 0930-56-0300 FAX : 0930-56-0334
URL : <http://www.town.chikujo.fukuoka.jp>